

会 議 録 目 次

平成 1 3 年 第 3 回 海 田 町 議 会 6 月 定 例 会 （ 第 1 日 目 ）

平 成 1 3 年 6 月 6 日 （ 水 ） 午 前 9 時 0 1 分 開 議

日程第 1	会議録署名議員の指名について……………	4
日程第 2	会期の決定について……………	4
日程第 3	諸 般 の 報 告……………	5
	（ 1 ） 議 会 報 告	
	（ 2 ） 行 政 報 告	
	（ 3 ） 報 告 第 5 号 平成 1 2 年度海田町一般会計繰越明許費繰 越計算書	
	（ 4 ） 報 告 第 6 号 平成 1 2 年度海田町介護保険特別会計繰越 明許費繰越計算書	
	（ 5 ） 報 告 第 7 号 広島県市町村公務災害補償組合規約の変更 について	
	（ 6 ） 報 告 第 8 号 海田町土地開発公社の経営状況説明書の提 出について	
日程第 4	同意第 3 号 監査委員の選任の同意について……………	2 1
日程第 5	承認第 3 号 専決処分をした事件の承認の件について（平成 1 3 年 度海田町老人保健特別会計補正予算（第 1 号））……	2 2
日程第 6	一 般 質 問 ……………	2 5
	（ 延 会 ） ……………	9 3

平成13年第3回海田町議会定例会

会 議 録 (第1号)

1. 招 集 年 月 日 平成13年6月6日 (水)
2. 招 集 の 場 所 海田町議会議事堂
3. 開会 (開 議) 6月6日 (水) 9時01分宣告 (第1日)

~~~~~○~~~~~

4. 応 招 議 員 (20名)

|     |              |     |         |
|-----|--------------|-----|---------|
| 1番  | 岡 田 良 訓      | 2番  | 西 田 祐 三 |
| 3番  | 渡 辺 善 隆      | 4番  | 桑 原 克 之 |
| 5番  | 多 田 雄 一      | 6番  | 斎 木 貞 暁 |
| 7番  | 堀 間 禎 子      | 8番  | 西 山 勝 子 |
| 9番  | 宮 坂 二 郎      | 10番 | 崎 本 広 美 |
| 11番 | 原 田 幸 治      | 12番 | 前 田 勝 男 |
| 13番 | 住 吉        充 | 14番 | 山 岡 寛 次 |
| 15番 | 田 中 千 代      | 16番 | 佐 中 十九昭 |
| 17番 | 中 岡 長 一      | 18番 | 国 岡 光 明 |
| 19番 | 加 藤        公 | 20番 | 河 野 道 昭 |

~~~~~○~~~~~

5. 不 応 招 議 員

な し

~~~~~○~~~~~

6. 出 席 議 員 (20名)

|     |              |     |         |
|-----|--------------|-----|---------|
| 1番  | 岡 田 良 訓      | 2番  | 西 田 祐 三 |
| 3番  | 渡 辺 善 隆      | 4番  | 桑 原 克 之 |
| 5番  | 多 田 雄 一      | 6番  | 斎 木 貞 暁 |
| 7番  | 堀 間 禎 子      | 8番  | 西 山 勝 子 |
| 9番  | 宮 坂 二 郎      | 10番 | 崎 本 広 美 |
| 11番 | 原 田 幸 治      | 12番 | 前 田 勝 男 |
| 13番 | 住 吉        充 | 14番 | 山 岡 寛 次 |

15番 田 中 千 代  
17番 中 岡 長 一  
19番 加 藤 公  
19番 奥 村 邦 一

16番 佐 中 十九昭  
18番 国 岡 光 明  
20番 河 野 道 昭  
20番 田 中 千 代

~~~~~○~~~~~

7. 欠 席 議 員

な し

~~~~~○~~~~~

8. 説明のため議場に出席した者の職氏名

|                              |   |     |       |
|------------------------------|---|-----|-------|
| 町                            | 長 | 加 藤 | 天     |
| 助                            | 役 | 石 原 | 憲 治   |
| 収 入                          | 役 | 正 木 | 洋     |
| 企 画 部                        | 長 | 中 野 | 潔     |
| 福 祉 保 建 部                    | 長 | 富 田 | 征     |
| 建 設 部                        | 長 | 池の本 | 和 弘   |
| 企 画 課                        | 長 | 木 原 | 晴 彦   |
| 財 政 課                        | 長 | 内 田 | 和 彦   |
| 総 務 課                        | 長 | 上 條 | 正 弘   |
| 地 域 振 興 課                    | 長 | 奥 谷 | 正 則   |
| 税 務 課                        | 長 | 園 山 | 純     |
| 福 祉 課                        | 長 | 因 幡 | 貞 男   |
| 高 齢 福 祉 課                    | 長 | 青 木 | 基 秀   |
| 監 理 課                        | 長 | 木 原 | 正 博   |
| 建 設 課                        | 長 | 久 保 | 伸 一   |
| 都 市 整 備 課                    | 長 | 朝 倉 | 登 司 雄 |
| 海 田 市 駅 南 口<br>区 画 整 理 事 務 所 | 長 | 永 海 | 房 雄   |
| 教 育 委 員                      | 長 | 濱 井 | 隆 秀   |
| 教 育                          | 長 | 李 木 | 義 夫   |
| 教 育 部                        | 長 | 山 本 | 義 彦   |
| 教 育 部 参 事 兼<br>海 田 東 公 民 館   | 長 | 柳 原 | 徹     |

学 校 教 育 課 長      河 原      毅  
社 会 教 育 課 長      佐 々 木 正 子  
上 下 水 道 部 長      佐 藤      隆  
水      道      課      長      畠 山      隆

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

9. 職務のため議場に出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 次 長      梶 原 正 勝  
主                      任      辻 千 奈 美  
主                      事      杉 本 幸 穂

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

10. 議 事 日 程

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸 般 の 報 告

（1）議 会 報 告

（2）行 政 報 告

（3）報 告 第5号 平成12年度海田町一般会計繰越明許費繰越計算書

（4）報 告 第6号 平成12年度海田町介護保険特別会計繰越明許費繰越  
計算書

（5）報 告 第7号 広島県市町村公務災害補償組合規約の変更について

（6）報 告 第8号 海田町土地開発公社の経営状況説明書の提出について

日程第4 同意第3号 監査委員の選任の同意について

日程第5 承認第3号 専決処分をした事件の承認の件について（平成13年度海田町老人保健特別会計補正予算（第1号））

日程第6 一 般 質 問

日程第7 第29号議案 工事請負契約の締結について（海田中央第4蟹原地区污水管新設  
工事（13-2））

日程第8 第30号議案 工事請負契約の締結について（海田中央第6蟹原地区污水管新設  
工事（13-3））

日程第9 第31号議案 工事請負契約の締結について（海田中央第63迫地区污水管新設

日程第10 第32号議案 海田町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一  
を部改正する条例の制定について

日程第11 第33号議案 海田町母子家庭医療費支給条例の一部を改正する条例の制定について

日程第12 第34号議案 海田町乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について

日程第14 第36号議案 平成13年度海田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

日程第16 第38号議案 平成13年度海田町介護保険特別会計補正予算（第1号）

## 11. 議 事 の 内 容

○議長（河野） 皆さんおはようございます。本日はご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員数は２０名でございます。定足数に達しておりますので、平成１３年第３回海田町議会定例会を開催いたします。

直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しております日程第1から日程第16に至る各議案でございます。

~~~~~  
~

○議長（河野） 日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第 110 条の規定によりまして、議長より、3 番、渡辺君、4 番、桑原君を指名いたします。

○議長（河野） 日程第２、会期の決定についてを議題といたします。お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から６月８日までの３日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（河野）異議なしと認めます。よって、会期は、本日から6月8日までの3日間

と決定いたします。

この際、執行部の出席を求めるため、暫時休憩をいたします。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

午前 9 時 0 3 分 休憩

午前 9 時 0 4 分 再開

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（河野）休憩前に引続きまして、本会議を再開いたします。

この際、執行部の方に申し上げます。本定例会の会期は、本日から 6 月 8 日までの 3 日間と決定をしております。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（河野）日程第 3、諸般の報告を議題といたします。

まず、議会報告でございます。議会の動きといたしましてお手元に配付しておりますが、2 月定例会以降の主なものについてをご報告させていただきます。

海田地区消防組合議会につきましては、後ほど報告いたしますが、そのほか主なものとしましては、5 月 18 日に安芸郡町村議会議長会の臨時総会が開催され、任期満了に伴う役員の改選がございました。会長に熊野町議会の貞永議長が選任され、以下そこに上げております役員構成となりました。

次に、5 月 22 日から 24 日まで、安芸地区衛生施設管理組合議会議員等の視察研修が実施されました。

続きまして、5 月 23 日から 24 日まで、福祉厚生委員会が所管事務県外調査を実施されております。なお、この報告については 9 月定例会で行うことといたします。

次に、海田地区消防組合議会につきましては、去る 4 月 24 日に臨時議会が開催されておりますので、消防組合議会の概略について、本議会選出の議員より報告を求めることといたします。山岡君。

○14 番（山岡）それでは、第 2 回海田町地区消防組合議会臨時会が 4 月 24 日に開催されましたので、その報告をさせていただきます。

慣例によりまして、議長の選挙、これは海田町が従来ずっと議長をやっていますので、河野議長が選ばれました。

次に、常任委員会の選任でございますが、総務委員会に海田町から河野、山岡、防災委員会に斎木、崎本議員が選ばれております。

また、その他、消防長より業務の報告、また、芸予地震に対する諸般の報告をしていただきました。以上で報告を終わります。

○議長（河野）以上で消防組合議会の報告を終ります。

その他、例年のことですが、各種総会等が開催されております。資料につきましては議会事務局に保管しておりますので、ご覧いただきたいと思います。

以上で議会報告を終わります。

この際、議長より確認をしておきます。行政報告に対する質疑は行いませんので、ご了承ください。それでは、行政報告について町長より申し出がありますので、これを許します。町長。

○町長（加藤）皆さんおはようございます。本日は早朝より大変ご多忙の中ご参集いただきまして、ありがとうございます。

2月定例議会後の行政執行の状況についてご報告申し上げます。

3月24日に発生した芸予地震の対応について、さきの災害防止対策等特別委員会でもご指摘をいただいておりますが、まず、災害時の町職員の初動体制につきましては、全職員に初動体制マニュアルを配布し、徹底してまいりました。また、自主参集や災害対策本部の指揮系統の訓練を実施し、災害時に迅速かつ円滑に活動できるようにしてまいります。

さらに、情報の収集及び伝達につきましては、町内放送の活動マニュアルを作成するとともに、移動系無線の充実を図ってまいります。

また、消防や警察機関等の連携は、早急に具体的な対応対策活動について協議調整してまいりたいと考えております。

芸予地震の被害につきましては、先般の特別委員会でご報告いたしましたが、り災証明書の発行とガレキの処分量は日々ふえておりますので、5月31日現在の状況をご報告いたします。り災証明書の発行は150件、ガレキの処分量は約100トンでございます。なお、この地震により、海田公民館の1階ホールが天井の一部落下等のため使用不能になっておりましたが、改修工事が終了し、6月1日から使用できるようになりました。

次に、水防対策についてでございますが、本格的な梅雨時期を迎え、大雨等による被害が懸念される時期となりました。これらの被害を未然に防止するため、5月24日、25日の両日、管理職を班長として、16班に分けて、職員を動員し、町内の道路、水

路、交通安全施設等の点検調査を実施いたしました。また、それぞれ所管の施設についても、安全確認と災害防止対策に万全を期すよう指示をしているところでございます。さらに、水害が発生した場合に備えて、５月２０日に消防団員の水防訓練を実施し、また、６月１３日、１４日の両日には、町職員を対象に水防訓練を実施するようにしております。今後とも、災害時における職員の配備体制の整備や関係機関との連携強化を進めるとともに、防災訓練等を実施し、災害に強い安心して暮らせる海田町にしていきたいと思います。

続きまして、第１５回となります「フェスタひまわり」についてでございますが、４月１６日に実行委員会が立ち上がり、８月４日土曜日の開催に向けて、催事・出店委員会等において事業を進めておられます。ご承知のとおり、この「フェスタひまわり」は、町を挙げての祭りであり、この祭りが町民相互のふれあいや親睦から生まれる連帯意識と郷土愛をはぐくみ、町の発展に寄与しているところでございます。また、第３次海田町総合基本計画の目標の一つであります「人と地域が輝く『ひまわりのまち・かいた』」をアピールする手段と考えております。議員の皆様におかれましても、この祭りの趣旨をご理解いただき、ご協力を賜りますよう、この場をおかりしてお願いするものでございます。

次に、本町の国民健康保険についてでございますが、このたび、医療費の適正化、収納対策、健康づくりのための保健事業等を含めた経営状況に対し、国から特別交付金の決定を受けました。これを受け、国民健康保険のさらなる充実を目指し、新たな保健事業等のメニュー化を含めた総合的な事業展開により、一層健全な経営を推進するため各種事業を計画し、本議会に必要な補正予算を提案しているところでございます。

続きまして、マイマイガの幼虫の大量発生についてでございますが、連休明けの５月７日に最初の駆除等の問い合わせがあり、その後、問い合わせ件数は日増しに多くなってまいりました。駆除につきましては、公共的な場所等を中心に、５月１１日以後、５回、８カ所の薬剤散布を実施いたしました。そのほか、自治会などへの噴霧器の貸し出し及び薬剤のあっせんを行い対応してまいりました。来年も大量発生する可能性がありますので、今回の経験を踏まえ、対応策を検討してまいりたいと考えております。

次に、環境センターでのＡ重油漏えい事故のその後の状況でございますが、３月まで断続的に続いておりました河床からの漏出は、４月以降の降雨後には見られなくなり、一応漏出はおさまったものと思われまゝす。しかし、これから地下水位の上がる梅雨時期

を迎えるため、広島地域事務所と協議しながら、引続き監視を続けてまいりたいと思います。

続きまして、係争中であった蟹原2丁目地内における道路拡幅工事に伴う損害賠償請求事件及び2件の独立当事者参加事件につきましては、数回の口頭弁論を経て、平成13年2月22日判決が言い渡されました。その主な内容は、1、原告所有の土地に埋設している下水管を撤去せよ。2、町以外の被告は、原告所有の土地に埋設している下水管に下水を排出してはならない。3、訴訟費用については、各当事者の負担とする。というもので、控訴期間を過ぎても各当事者は控訴いたしませんでしたので、判決が確定いたしました。これにより、町は判決のとおり下水管の撤去及び付替工事を行い、係争は終了いたしました。

また、平成13年1月30日付で、広島地方裁判所に提訴いたしました、町営住宅の家賃及び家屋明渡し請求事件につきましては、平成13年4月5日、第2回海田町議会臨時会で、和解に応じることについて議決をいただいた内容で、平成13年4月23日、和解が成立しました。今後は、この事件のように、高額滞納になり当事者相互が負担にならない解決の方法を考える必要があるものと考えております。なお、この事件に関しましては、4月末までに今年7月分までの金員が納入されました。今後とも確実に納入されるよう事務を進めてまいります。

次に、海田市駅南口土地区画整理事業でございますが、事業計画決定に係る手続は、3月6日に事業計画に対する意見の口頭陳述が5名の方によって行われ、23日には広島県都市計画審議会が開かれ、提出された意見書については不採択となりました。これを受けまして、26日に広島県知事に対し事業計画で定める設計の概要の認可申請を行い、30日に認可を受けましたので、同日付けで事業計画決定の公告を行い、この旨を関係者の皆様にお知らせいたしました。また、事業を円滑に進めていくため、5月29日に施行条例の概要、今年度の事業スケジュール、権利の申告、事業計画決定に伴う建築規制についての説明会を開催いたしました。なお、前日「窪町の幸せを守る会」から、説明会には出席しない旨の通知がありました。欠席された方には個別にお伺いして説明いたしております。

続きまして、海田町立小・中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則の一部を改正し、4月1日から施行いたしました学校評議員制の導入についてでございますが、この制度は、学校運営に関し、校長が地域の声を把握・反映しながら協力を得るととも

に、学校としての説明責任を果たし、地域に開かれた学校づくりを推進するものであり、全校に導入することといたしました。現在、海田西中学校において7名の学校評議員を委嘱し、5月9日に第1回目の評議委員会を開催いたしました。その他の学校につきましては、できるだけ早く評議員の人選を行い、順次導入してまいりたいと考えております。

次に、スケートパーク完成後の利用状況でございますが、中学生や高校生、あるいは社会人の多数のスケートボード愛好者に利用していただくとともに、日曜日には家族で河川敷を利用されながら、小学生がローラースケート等を楽しんでおり、当初予定しておりました以上に幅広い年代の方々に利用していただいている状況でございます。また、心配をしておりましたひまわり大橋の上でのスケートボード利用は、現在のところ見受けられなくなっております。今後は、初心者に対する技術やマナーの指導をするため、スケートボード教室を開催するとともに、訓練成果の発表の場としてコンテストを実施する予定にしており、こうした事業を実施しながら青少年の健全育成を図ってまいります。

続きまして、さきの全員協議会においてご報告申し上げましたが、4月18日に海田東公民館において盗難事件が発生して以来、5月9日図書館、14日海田児童館、翌15日には海田公民館と、連続して4件の事件が発生しました。いずれの施設も施錠は完全でしたが、窓ガラスやドアを壊して侵入し、事務室内のキャビネット、机から現金が盗まれました。公金等の保管については、これまで注意してきたところでありますが、このように被害が連続したことはまことに遺憾であります。このような事件に対し、当面の対応策といたしまして職員による夜間パトロールを実施いたしますとともに、各施設に対し60キロ程度の金庫を配備いたしました。また、公民館等各施設に機械警備システムを導入することとし、今議会に補正予算を提案しておりますので、よろしくお願いをいたします。今後、公金等の現金は、極力早期に出納室に納付、あるいは金融機関に預金するとともに、どうしても現金を保管しなければならない場合は金庫に保管することを徹底させ、盗難予防に努めてまいります。

最後に、7月10日に安芸郡ブロック別行政懇談会を海田町において開催することになりました。当日は関係町長が出席し、広島県知事を囲んで、行政課題について意見交換をしてまいります。

以上、簡単ではございますが、行政執行の状況の主なものについてご報告をいたしま

した。今議会には、報告４件、同意１件、承認１件、契約認定３件、条例改正３件、補正予算４件を提出しております。よろしくご審議いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（河野）以上で行政報告を終わります。

続きまして、報告第５号、平成１２年度海田町一般会計繰越明許費繰越計算書について、町長より報告を求めます。町長。

○町長（加藤）報告第５号、平成１２年度海田町一般会計繰越明許費繰越計算書。平成１２年度海田町一般会計補正予算（第４号）で議決をいただきました町道９号線道路改良事業外１件の繰越明許費について繰越計算書を調整しましたので、報告をいたします。

内容につきましては担当者から説明をいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（河野）財政課長。

○財政課長（内田）報告第５号、平成１２年度海田町一般会計繰越明許費繰越計算書についてご説明いたします。

平成１２年度海田町一般会計補正予算（第４号）で議決をいただきました町道９号線道路改良工事用地取得費及び移転補償費、新開蟹原線道路改良工事費、用地取得費及び移転補償費につきまして繰越計算書を調整いたしましたので、地方自治法施行令第１４条第２項の規定により報告するものでございます。

繰越計算書の内容についてご説明いたします。まず、町道９号線道路改良工事につきましては、２月議会でご説明いたしましたように、土地及び物件所有者とは既に契約を済ませておりますが、移転先の建物の完了が１３年度になりますので、用地取得費、移転補償費の残金の支払いを１３年度に行うため、１,２８０万４千円を繰越しました。財源は、町債３１０万円、一般財源９７０万４千円でございます。

次に、新開蟹原線道路改良工事でございますが、同じく２月議会でご説明いたしましたように、土地及び物件所有者とは既に契約を済ませておりますが、土地の引渡しは１３年度になりますので、工事費、用地取得費及び移転補償費の残金の支払いが１３年度になるため、３,２０１万６千円を繰越しました。財源は、町債２,７６０万円、一般財源４４１万６千円でございます。以上で、報告第５号についての説明を終わります。

○議長（河野）以上で報告を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。桑原君。

○４番（桑原）４番桑原ですけど、この繰越計算書の調整年月日はいつですか。

○議長（河野）財政課長。

○財政課長（内田） 3月31日でございます。

○議長（河野）ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

本件については、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、議会に報告すべき義務を町長に負わせたもので、承認案件ではございませんので、報告第5号についてはこれをもって終結いたします。

続いて、報告第6号、平成12年度海田町介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書について、町長より報告を求めます。町長。

○町長（加藤）報告第6号、平成12年度海田町介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書。

平成12年度海田町介護保険特別会計補正予算（第1号）で議決をいただきました介護保険事業支給限度額一本化システム開発事業の繰越明許費について繰越計算書を調整しましたので、報告をいたします。内容につきましては担当者から説明をいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（河野）高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（青木）報告第6号、平成12年度海田町介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書についてご説明申し上げます。

平成12年度海田町介護保険特別会計補正予算（第1号）で議決をいただきました介護保険事業支給限度額一本化システム開発事業に係る介護保険事務支援システム変更委託料につきまして、繰越計算書を調整いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。

繰越計算書の内容についてご説明申し上げます。介護保険事業支給限度額一本化システム開発事業は、2月議会でご説明いたしましたように、平成14年1月から訪問看護など7種類の訪問通所サービスと短期通所サービスを統合し、月単位での支給限度額管理を行うこととする国の制度改正に伴い、介護保険事務支援システムを変更するもので、国庫補助対象事業で実施いたします。

この国庫補助事業は、国の経済対策の一環といたしまして本年1月に補助内示がございましたが、年度内の事業執行が困難な状況となりましたので、業務委託契約を締結し、繰越明許費271万5千円のうち、契約金額257万3千円を繰越しました。財源は国

庫支出金 1 2 9 万円、一般財源 1 2 8 万 3 千円でございます。以上で、報告第 6 号につきましてご説明を終わります。

○議長（河野）以上で報告を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

本件については、地方自治法施行令第 1 4 6 条第 2 項の規定により、議会に報告すべき義務を町長に負わせたもので、承認案件ではございませんので、報告第 6 号についてはこれをもって終結をいたします。

続いて、報告第 7 号、広島県市町村公務災害補償組合規約の変更について、町長より報告を求めます。町長。

○町長（加藤）報告第 7 号、広島県市町村公務災害補償組合規約の変更について。広島県市町村公務災害補償組合を構成する団体の増加に伴い、所要の改正を行ったものでございます。内容につきましては担当者から説明いたしますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（河野）総務課長。

○総務課長（上條）報告第 7 号、広島県市町村公務災害補償組合規約の変更についてご説明申し上げます。

本町が構成団体でございます広島県市町村公務災害補償組合規約の変更について協議がありましたので、海田町議会の委任による町長の専決事項の指定について、第 4 号の規定により専決処分をし、地方自治法第 1 8 0 条第 2 項の規定により報告するものでございます。

専決処分の内容でございますが、昨年 1 1 月、竹原広域市町村圏と賀茂広域市町村圏が統合されたことに伴い、新たに広島中央広域行政組合が設立され、加入することになりましたので、別表に広島中央広域行政組合を加えるものでございます。この行政組合は、竹原市、東広島市、黒瀬町、福富町、豊栄町、大和町、河内町、安芸津町、大崎町、東野町及び木江町の 2 市 9 町で組織する一部事務組合でございます。以上でございます。

○議長（河野）以上で報告を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

本件については、地方自治法第180条第2項の規定により、議会に報告すべき義務を町長に負わせたもので、承認案件ではございませんので、報告第7号についてはこれをもって終結いたします。

続いて、報告第8号、海田町土地開発公社の経営状況説明書の提出について、町長より報告を求めます。町長。

○町長（加藤）報告第8号、海田町土地開発公社の経営状況説明書の提出について。地方自治法第243条の3第2項の規定により、海田町土地開発公社の経営状況について報告するものでございます。内容につきましては担当者から説明をいたします。どうぞよろしくお願い致します。

○議長（河野）監理課長。

○監理課長（木原）それでは、海田町土地開発公社の経営状況につきましてご説明いたします。恐れ入りますが、お手元の海田町土地開発公社経営状況説明書をお願いいたします。まず、平成13年度事業計画についてでございますけれども、事業計画書の1ページ、平成13年度海田町土地開発公社事業計画予算及び資金計画によりご説明させていただきます。

1ページをお願いします。第1条で平成13年度海田町土地開発公社事業計画予算及び資金計画を次条以下で定めることについての規定をしております。

第2条で平成13年度開発公社の事業計画を定めております。13年度の事業計画は、海田総合公園用地6件、7,002平方メートルを1億7,080万7千円で、また道路用地1件、68平方メートルを2,553万2千円、合計7件、7,070平米を1億9,633万9千円で用地買収することにしております。

第3条では、収益的収入及び支出の額を定めております。2ページをお願いします。収入でございますけれども、事業収益は平成13年度中に町に売却する用地の収益で、内訳は年賦売却をするもの3,354万9千円、一括売却するもの6,473万8千円、合わせて9,828万7千円となっております。事業外収益につきましては、受取利息と雑収入の合わせて101万8千円としております。次に、支出ですけれども、事業原価は9,739万5千円です。次に、販売費及び一般管理費ですけれども、人件費618万1千円、経費168万6千円、合わせた786万7千円でございます。また、予備費は100万円を計上しております。

4条では、資本的収入及び支出の予定額を定めております。3ページをお願いします。長期借入金ですが、本年度の用地取得に伴う資金の借入金でございまして、すべて1年以上の借入れですので、長期借入金として1億9,648万2千円を計上しております。次に、資本的支出ですけれども、これは公有地の取得事業費でございますから、2億159万4千円。借入金の返済現金であります償還金を9,219万1千円を組んでおりますので、合計2億9,378万5千円となっております。なお、資本的収入1億9,648万2千円に対しまして、資本的支出が2億9,378万5千円となりますけれども、支出が9,730万3千円不足するということになります。これにつきましては、損益勘定留保金で補てんするものとしております。

5条では、長期借入金の目的及び限度額等を定めております。目的は公有地の取得事業資金でございます。限度額につきましては1億9,648万2千円。借入れ方法につきましては手形あるいは証券借入または証券発行によるものとしております。借入先につきましては市中銀行・信用金庫・信用組合・農業協同組合等にしております。年率3%以内と定めております。償還方法につきましては、借入先の融資条件に定めがある場合にはこれに従いますけれども、その他の場合には理事長の定めるところによるということにしております。なお、利率につきましては、国の限度利率が平成13年の2月現在2.0%ということになっておりますけれども、変動もあろうかと思ひまして、3%以内ということにしております。

第6条で資金計画を定めております。4ページをお願いします。受入資金は4億3,919万5千円。支払資金が3億187万1千円ですので、差し引き1億3,732万4千円の資金が残ることになっております。以上、簡単ではございますけれども、平成13年度の事業計画についての説明を終わらせていただきます。

続きまして、平成12年度海田町土地開発公社の決算についてご説明いたします。決算報告書により説明をさせていただきます。1ページをお願いします。総括でございすけれども、平成12年度には町から依頼のあった町道9号線道路用地の先行取得を行いました。また公有地につきましては3件、3,424万5千円で売却しております。庶務事項につきましては、4回の理事会を開催し、理事会議決事業に上げる案件につきまして、承認あるいは可決をしております。

2ページをお願いします。業務についてですが、公有地取得事業として町道9号線道路用地1件、28.26平方メートルを1,858万8,660円で契約をいたしまして、年

度中に全額の支払いを終えておりますので、翌年度への繰越しはございません。なお、決算附属資料の15ページに用地取得一覧表がございますので、ご参照いただきたいと思います。公有地取得事業の収益ですが、道路用地3件を3,424万5千円で町の方に売却をしております。

3ページをお願いします。借入金の状況でございますけれども、期首の残高が2億5,833万9,298円でございますけれども、864万6,523円増加をいたしまして、期末の残高は2億6,698万5,821円となっております。詳細につきましては、資料の14ページに借入金償還表がございますので、ご参照いただきたいと思います。

4ページをお願いします。公社の収支決算書でございますけれども、収入のうち、事業収益の当初は区画整理事業用地の売却を予定しておりましたけれども、町からの買い戻し延期の申し出がございましたので、4,070万の減額を行い、予算額3,424万5千円に対しまして、決算額も同額の3,424万5千円となっております。また、事業外収益の予算は86万1千円でございますけれども、決算は87万3,534円となり、1万2,534円の増額となりました。これは普通預金の受取利息の増額と交際費等を雑収益として処理したためで、これにより、収益的収入の決算合計は3,511万8,534円となっております。

5ページをお願いします。収益的支出でございますけれども、事業原価は当初7,365万1千円としておりましたけれども、先ほども申し上げましたように、区画整理事業用地が町へ売却できなかったために、3,969万7千円の減額を行いました。この結果、最終予算は3,395万4千円に対しまして、決算は3,395万3,395円となりました。また、販売費及び一般管理費は補正予算等の予算議決が必要なため、理事会の回数を増やしましたので、17万2千円を補正し、770万の予算に対しまして、決算は690万3,637円となっております。また予備費については執行をしておりません。この結果、収益的支出の決算の合計額は、4,085万7,032円ということになってまいりました。

6ページをお願いします。資本金的収入及び支出でございますけれども、収入ですが、当初は町からの土地の取得依頼もございませんでしたので、長期借入金も予算計上しておりませんでしたけれども、区画整理事業用地の売却ができませんでしたので、これに伴う資金の借り換えを行ったため、4,440万6千円の増額を行い、平成11年度の繰越額1,894万5千円と合わせた予算額6,335万1千円に対しまして、決算額は6,3

34万9,251円となってまいりました。また、短期借入金も当初予算化はしておりませんでしたけれども、年度中途におきまして、町道9号線の道路拡幅に伴う用地の取得依頼がございましたので、8,986万5千円の増額を行いましたけれども、一部執行ができませんでしたので、決算額は6,283万8,463円となってまいりました。この結果、資本的収入の決算額は1億2,618万7,714円となってまいりました。

7ページをお願いします。資本的支出でございますけれども、公有地取得事業費として、当初453万7千円を予定しておりましたけれども、先ほどからご説明申し上げておりますように、町道9号線の道路用地及び代替地の取得依頼がございましたので、4,678万8千円の補正を行い、平成11年度の繰越額1,894万5千円と合わせた予算額7,027万円に対しまして、決算は4,261万4,718円となり、2,765万5,282円が不要となりました。また、償還金は当初6,904万4千円でしたけれども、区画整理事業の償還金の借り換えを行ったため、1億1,754万2千円の予算に対しまして、決算は1億1,541万1,191円となってまいりました。

なお、資本的収入1億2,618万7,714円に対しまして資本的支出の決算額は1億6,015万5,909円となり、3,396万8,195円が不足するということになりますが、このうちの3,383万6,995円は損益勘定留保金で補てんし、不足します13万1,200円につきましては翌年度以降に措置するものとしたしております。損益勘定留保金につきましては、同じページの（注意書き）のところに説明をしておりますので、ご参照いただきたいと思います。

次に、8ページをお願いします。開発公社の損益計算書でございますけれども、公有地取得事業収益3,424万5千円。公有地取得事業原価は3,395万3,395円でございますので、事業総利益は29万1,605円ということになってまいります。販売費及び一般管理費は人件費675万1,120円、経費15万2,517円の合計690万3,637円ですので、事業損失は事業総利益29万1,605円を差し引いた661万2,032円となります。事業外収益ですけれども、受取利息が85万4,381円、雑収入が1万9,153円の合計87万3,534円となり、事業損失661万2,032円から事業外収益の87万3,534円を差し引いた573万8,498円が当期の純損失ということになってまいります。

9ページをお願いします。貸借対照表ですけれども、資産の部ですけれども、現金及び預金1億4,524万5,812円。公有地として2億6,711万7,021円、合わせて

4億1,236万2,833円の資産を現在保有しております。詳細につきましては、決算資料の13ページの方に財産目録を掲げておりますのでご覧いただきたいと思います。

次に、負債の部ですけれども、流動負債の短期借入金1,858万8,660円、未払い費用185万9,064円、それに短期預り金が6万5,702円ございますので、合計が2,051万3,426円となってまいります。固定負債は長期借入金の2億4,839万7,161円で、負債の合計額は流動負債の2,051万3,426円と固定負債2億4,839万7,161円との合計、2億6,891万587円となります。

10ページをお願いします。資本の部ですが、基本財産200万円でございます。この額はすべて海田町からの出資金でございます。準備金は、前期繰越準備金が1億4,719万744円、当期の純損失が573万8,498円ですので、差し引き準備金の合計額は1億4,145万2,246円となってまいります。それと資本金の200万円を合計した1億4,345万2,246円が資本の合計となってまいります。この結果、負債資本の合計は負債の部の2億6,890万587円、資本の部の1億4,345万2,246円の合わせた合計4億1,236万2,833円となります。

11ページをお願いいたします。剰余金処分計算書でございますけれども、平成12年度の剰余金は1億4,719万744円。本年度の損失が573万8,498円ですので、差し引きの1億4,145万2,246円が当期末の処分剰余金となります。これを準備金として処分をいたします。

12ページをお願いします。公社の財産目録でございますが、現金及び預金が1億4,524万5,812円、公有地が2億6,711万7,021円の合計4億1,236万2,833円でございます。一方負債は、流動負債が2,051万3,426円、固定負債が2億4,839万7,161円ですので、負債の合計は2億6,890万587円となってまいります。この結果、資本合計が4億1,236万2,833円ですので、負債合計の2億6,890万587円を差し引いた純財産は1億4,345万2,246円となってまいります。以上、簡単ではございますけれども、海田町の土地開発公社の経営状況につきましての説明を終わらせていただきます。なお、決算附属資料及び監査結果の報告を添付しておりますので、ご参照いただきたいと思います。

○議長（河野）以上で報告を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。桑原君。

○4番（桑原）数点質問をいたします。12年度決算書の6ページ。今いろいろ説明があ

りましたけれども、この表では、次の支出と合わせまして、予算が過大見積もりをやっているんじゃないかというように思うわけです。その理由は何かということの説明をお願いしたいと思います。例えば資本的収入2,700万円、決算予算額の差がございますけれども、これは決算額に対して大体21%ぐらいの差になるわけです。資本的支出の方の不用額2,700万円、これは決算額に対して18%ぐらいの差になるわけです。なぜこのような過大見積もりをしないといけないのかという点についてお尋ねをいたします。

それから、関連するわけですがけれども、同じ5ページに人件費予算額の補正17万2千円をやっているわけです。17万2千円補正額をやっているながら、不用額を78万7,880円も出しているわけです。そういう点で、予算と決算額の差が余りにも大きいのはなぜか。その点についてお尋ねをいたします。

それから、同じく決算書の7ページ。注の一番下に米印がございまして、損益勘定留保資金と書いてありまして、イコール公有地取得事業原価3,395万3,395円というのがございます。これと上の表の資本的支出のうちの公有地取得事業費、決算額4,261万4,718円。この差が866万1,323円になるわけですが、これは何を意味するのか。それが第2点です。

それから、同じく9ページ。この貸借対照表ですがけれども、1の流動資産（1）現金及び預金1億4,524万5,812円と計上されております。これはページ12の、見たらわかりますように、普通預金が324万6千円と定期預金が1億4,200万程度になっているわけです。それに対して、下の流動負債（1）の短期借入金が1,858万8,660円あるわけです。預金があるのに短期借入金、これは申すまでもないことですが、貸出金利と預金金利を比べれば、これは当然活用すべきじゃないかということです、短期借入金を減らしてですね。その辺はどういう状況になっているのか。

それと、流動資産の（2）の公有用地2億6,711万7,021円と固定負債の長期借入金（1）の長期借入金2億4,839万7,161円。この差が1,872万円ぐらいあるわけです。この差は何を意味するのか。

それから、11ページです。前期繰越準備金、今説明がありましたように1億4,719万744円。これは大変大きい数字です。当年度損失が573万8,498円くらいを見て、それから差っぴくわけですから、翌年度の剰余金、要するに準備金ですね、13年度の前期繰越準備金が1億4,145万2,246円になって出てくるわけですから。こ

の1億4,719万744円というのは大きいわけですがけれども、これは何が要因でこういう繰越しが大きくなったんですかね。今までの経緯。

それから、14ページ。借入金償還表がございます。ここでちょっとお聞きしたいのは、去年、今年に入って呉信用金庫がふえているわけですね。これ、何か理由があるんですか。それと、区画整理事業代用地が6件ございます。この場所を一応教えていただきたいと思います。

それから最後、6点目。監査結果報告書があるわけですがけれども、この一番下に、「このように公社を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあるので、今後とも町当局と連携を密にしながら効率的な運営と事業量の拡大に一層努力を望むものであります」と書いてあるわけです。これは13年度予算にどのように反映されているのかお尋ねします。以上です。

○議長（河野） 監理課長。

○監理課長（木原） 開発公社の状況を説明申し上げましたので、ご理解をいただけるものと思っております。今ご質問のすべてにお答えするということになりますと、現ここにあります資料では到底ご説明申し上げることはできません。個々につきましては、資料の中から拾い出していきたいと思っておりますので、避けさせていただきますけれども、開発公社の性格につきましては、ご存じのように、海田町の用地取得の依頼に対して開発公社がそれに応えていくというものですので、購入ができなかった場合には当然開発公社は借入金でその決済をしておりますので、収入も減るし支出も減ってくると。当然、例えば4,000万の予算計上をしておりましたけれども、交渉の結果、3,000万しか用地の確保ができなかったということになれば、借入金の方の1,000万は減になりますし、支出も減になりますし、収入も減になると、これをまず念頭に入れておいていただきたいと思います。開発公社の決算、予算執行につきましては、借入金を行って、物事を進めているんだということを頭に入れておいていただければ、収入と支出の関係はおのずとわかってくるであろうというふうに思っております。

次に、人件費等々の問題でございますけれども、決算の方でもご説明申し上げましたように、当初、開発公社の理事会を2回程度開くということでやっておりましたけれども、それが4回になったということで17万2千円の予算補正をしております。これは当然、理事の数だけ補正を組むわけですから、当然その金額が上がってくると。ただし、支出の方では、欠席される議員もいらっしゃいますので、それを差し引いた金額が出て

くるということになりますので、予算に対して決算が少なくなったということはありませんというところでございます。

それと、いろいろなご質問が出ておりましたけれども、まず、損益勘定の留保金のことでございますけれども、そこにございますように、公有地の取得原価というのがございます。これは、当然そのとき買ったときの原価でございまして、これをもとに借入金の額であるとか事務費を計上して海田町に買い取っていただくというものですので、あくまでも公有地の事業原価3,395万3,395円というのは、これは購入時から計算してまいりますので、町に売却した数が、土地の量が減っていけば、当然減っていきますけれども、12年度現在では3,395万3,395円の取得原価があったということでございます。ですから、不足します3,395万8,195円に対して幾らかの、13万1,200円というものは表に出てきませんけれども、これは翌年度で処分をしていくということにしております。

留保金につきましては、海田町の開発公社は現金かあるいは土地で財産を持っているということですので、土地については売却するまでは財産としてあります。その財産を売却するということですから、どちらかで持っているということですので、こういう結果になってまいります。ですから、土地を持っていたとしても目の前で現金が動かないんで、その土地を担保として補てんをしていくんだという考えでございます。

財産目録の中の公有地の関係と負債の部の金額の関係、これが違うではないかということでございますけれども、これは当然違ってまいります。といいますのは、先ほども申し上げておりますように、開発公社の資金は借入金をもってやっておりますし、売り払いをするときには、その借入金利率と事務費を付加してやっておりますので、長期借入金の合計額と公有地の用地の金額が違っているというのは当然でございます。

それと、監査報告の結果につきましてのご質問なんですけれども、これは当然開発公社の監事であります坂井さんのご意見でございますので、これは公社として十分尊重していかなければいけないというふうに思っております。以上です。

済みません、抜けておりました。預金があるのに短期借入をするのはなぜかということでございますけれども、これは先ほども申しましたように、開発公社は借入金決済ということでやっております。それですので、借入金を借りて利息を払って、それを合わせたものを町にといくわけですから、開発公社とすれば、その損益はゼロということになっておりますので、留保できるものはあくまでも留保していったらいいという考え

それと、繰越準備金が多い理由はなぜかということなんですけれども、これは長い海田町の開発公社の歴史の中で波もあり谷もありましたけれども、一時、海田町の開発公社が年間何十億という土地の売買をしておりました関係で、県あるいは国あるいは町に対して売り払った事務費といいますか、事務費の累計が、現在までこれだけたまってきておるということでございます。

それと、区画整理事業用地の場所でございますけれども、ご存じのように、旧ＪＲの用地、旧郵政の用地、あるいは後藤さんの用地等を含んでおります。以上です。

(「なし」と呼ぶ者あり)

本件については地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定により、議会に報告すべき義務を町長に負わせたもので、承認案件ではございませんので、報告第 8 号についてはこれをもって終結いたします。

この際、暫時休憩します。再開は10時25分です。

午前 10 時 13 分 休憩

~~~~~○~~~~~

日程第４、同意第３号、監査委員の任命の同意についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

21

経歴につきましては担当者から説明をいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（河野）総務課長。

○総務課長（上條）同意第3号、監査委員につきましては、地方自治法第196条の規定に基づき、財務管理等に関し、識見を有する者のうちから議会の同意を得て選任するものでございます。委員の職務といたしましては、財務に関する事務の執行及び経営に関わる事業の管理を監査するものでございます。委員の任期は4年でございます。

それでは、生田一夫さんについてご説明いたします。住所は〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇で、生年月日は昭和〇〇年〇月〇日、現在〇〇歳でございます。経歴でございますが、昭和35年に中国財務局岡山財務部に採用され、その後、各地の事務官として30年間勤務され、平成2年7月に中国財務局呉出張所を最後に退官されました。その後は、三次信用金庫やウツミ屋エンタープライズに勤務され、平成9年に退職され、同年7月から監査委員に就任いただいております。財務管理、事業の経営管理、その他行政運営に関し優れた識見を有する方で、今までの経験から適任の方であると判断し、同意をお願いするものでございます。以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

○議長（河野）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

これより同意第3号について採決をいたします。この採決は、起立によって行います。お諮りいたします。同意第3号について、原案のとおり同意することに賛成の皆さんの起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（河野）起立多数と認めます。よって、第3号については、原案のとおり同意することと決定をいたします。

~~~~~〇~~~~~

○議長（河野）日程第5、承認第3号、専決処分をした事件の承認についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（加藤）承認第3号、専決処分をした事件の承認について。平成13年度海田町老人保健特別会計補正予算（第1号）、平成13年度海田町老人保健特別会計について、

繰上充用に関する経費を緊急に補正する必要が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定の基づき専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。内容につきましては担当者から説明をいたします。どうぞよろしくお願い致します。

○議長（河野）高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（青木）それでは、承認第3号、専決処分をした事件の承認についてのご説明を申し上げます。

承認第3号と補正予算の説明書、資料1をお手元にお出ししていただきたいと存じます。地方自治法第179条第1項の規定により、平成13年5月22日に専決処分いたしました平成13年度海田町老人保健特別会計補正予算（第1号）を同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものでございます。

専決処分いたしました平成13年度海田町老人保健特別会計補正予算（第1号）は、平成12年度海田町老人保健特別会計において歳入額が歳出額に対し不足を生じたため、これを補う経費を補正したものでございます。

内容につきましては、平成12年度老人医療給付費国庫負担金交付決定額が、配分枠の関係によりましてから負担金の一部が13年度交付となったため、当初予定しておりました額を下回ったことにより、歳入全体で1,229万741円の不足を生じることになりました。本来であれば補正予算により対応するところでございますが、国庫負担金の交付決定が3月4日付で行われたこと、12年度の最終議会が2月に開会され、例年より1カ月早かったこと、また、12年度の2月診療分老人医療費の請求額が4月上旬に決定したことなどの理由により、補正予算での対応ができなかったものでございます。以上の理由によりまして、既に12年度の会計年度を経過しておりますので、地方自治法施行令第166条の2の規定により、出納閉鎖整理期間中に13年度の歳入繰上げて、12年度の歳入に充てる繰上充用を行う必要が生じてまいりました。手続の都合上、議会を招集して補正予算を議決いただくいとまがございませんでしたので、専決処分させていただいたというものでございます。

補正予算の内容につきましては、お手元にお配りしております資料1によりまして歳出からご説明申し上げます。2ページをお開きいただきたいと思います。5款繰上充用金第22節の補償補てん及び賠償金でございますが、12年度の歳入不足を補うため、1,229万1千円を補正するものでございます。

次に、歳入についてでございますが、1 ページをお願いいたします。2 款国庫支出金の1 節医療費負担金でございますが、配分枠の関係によりまして1 3 年度交付となりました老人医療給付費金国庫負担の一部を、繰上充用の財源として1, 2 2 9 万 1 千円増額するものでございます。

次に、議案の9 ページをお開きください。以上ご説明いたしました各項目を歳入歳出それぞれ1, 2 2 9 万 1 千円の追加となりまして、歳入歳出予算の総額はそれぞれ1 9 億 6, 3 1 5 万 4 千円とさせていただくものでございます。以上で、承認第3 号についての説明を終わります。

○議長（河野）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。桑原君。

○4 番（桑原）4 番、桑原です。3 点ばかり質問いたします。今説明がございましたように、繰上充用というのは、各会計年度における歳出がその年度の歳入をもってこれに充てなければならないという自治法の2 0 8 条第2 項によって会計年度独立の原則があるわけでございますけれども、この重大な例外をなすものでございます。そこで、これは今までやったことがあるのかどうか、こういう繰上充用というのは。その理由は、いろいろ今の国庫補助金とか負担金とか交付金額等が年内に処理できなかった場合はわかるんですけども、今までやられたことがあるのかどうか。財政事情が財政事情ですから、重大な例外ということで、その辺をお聞きしたいと思います。

それから第2 点は、平成1 3 年5 月2 2 日が専決処分日になると思うんですけど、ここに書かれてあるように。これは同時に、平成1 2 年度分の収入済み額または支払済み額が確定した時期と見てよろしいんでしょうかね。そういうことかどうか。

○議長（河野）高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（青木）まず1 点目の、過去に例があるかということでございますが、老人保健特別会計につきましては平成7 年にやっております。このときは、原因としましては淡路大震災が発生しまして、いわゆる国の国庫補助金の配分枠が少なかったということが原因でございます。

それと2 点目の、1 2 年度の支払済み額の確定の時期でございますけれども、先ほど申しましたように、2 月診療分、これが年度の最終支払いでございますけれども、これが4 月の下旬、9 日だと思いますが、確定しました。ここで債務が確定しております。以上です。

○議長（河野）ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより承認第3号について採決をいたします。お諮りいたします。承認第3号は、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）異議なしと認めます。よって、承認第3号については、原案のとおり承認することに決します。

この際、暫時休憩をいたします。全員協議会を開催いたしますので、議員の皆さんは委員会室にお集まりください。執行部の方に申し上げます。再開については追って連絡をいたします。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

午前10時38分 休憩

午前11時01分 再開

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（河野）休憩前に引続きまして、本会議を再開いたします。

日程第6、一般質問を行います。質問の通告がありますので、受付順に順次発言を許します。16番、佐中君。

○16番（佐中）16番、佐中です。今回、大きく分けて3点お尋ねをいたします。

まず第1は、区画整理についてお尋ねをいたします。3月30日付けで、海田市駅南口土地区画整理事業の事業決定を行い、これまでの諸問題を解決しないまま、無理やり推し進めようとしております。そこで具体的にお尋ねをいたしますが、1994年1月12日、加藤町長は「窪町の幸せを守る会」と、会の同意なしに事業計画の認可申請はしないという確認書を交わし、約束をいたしましたが、ことし3月30日付けで海田市駅南口土地区画整理事業の事業決定をされたわけであります。これは「窪町の幸せを守る会」の同意なしに決めたのは約束違反ではありませんか。見解をお尋ねいたします。

2つ目には、地権者で賛成をしているのは、そこに住んでいない人や法人がほとんどで、実際に住んでいる地権者は大半が見直しや反対の意思を表明されております。もと

もと地権者の同意もなく他人の所有物である土地や建物の財産を町が勝手に動かそうとするとところに問題があるわけであります。全国各地の区画整理事業も住民合意なしにうまく進んではおりません。なぜ地元の人と一緒に出来ないのかお尋ねをいたします。

3つ目には、公共事業の批判に押されて、政府与党は昨年8月、公共事業の中止対象を発表し、海田町の駅前開発も中止の勧告をいたしました。町長の任命で事業の再評価のための事業評価監視委員会が設置をされ、昨年9月21日に委員会を開催されております。事業評価監視委員会は事業継続を答申し、町が事業継続の方針を決めました。その中で7割の方が賛成と判断をしております。その7割の賛成と見ている判断基準はどのようにされたのかお尋ねをいたします。

4番目には、総事業費91億円のうち町の負担が約76億円、町の一般会計の年間予算に匹敵する大きな事業でございます。全国的に見ても、ほぼ年間予算に相当する区画整理事業はあまり例がないと聞いております。平成11年頃の説明で、当時総事業費106億円の時、県の補助金は5億円であったのに、現在では県費2,033万円としております。その減額の理由は何ですか。お尋ねをいたします。

5番目に、区画整理事業とほぼ同時に、約70億円のJRの高架事業が行われ、それと同時に進める関連都市計画道路、これも8億円の負担。これもほぼ同時に、年間予算と同じくらいの事業費が見込まれております。財源的に無理と考えますが、どのようにお考えですか、お尋ねをいたします。

6つ目には、このような事業を強行すれば、財源的にどうしても都市計画税を導入することが考えられますが、どのようなお考えですか、お尋ねを申し上げます。

7番目に、これまでの区画整理事業とJR高架事業は一体として取り組むことを強調してきました。それは駅周辺の面的整備と連続立体交差事業、それに関連した道路の整備は一体として行うという方針で、これまで切り離しは不可能という説明をしてきております。しかし先般、第151国会の国土交通委員会で、副大臣は「連続立体交差の事業を対象に、鉄道事業者が道路管理者などの負担分を立て替えて事業を実施する制度、これも今までなかった制度ですけれども、こういうこともできる」として答弁をしております。また、板倉政府参考人は、同じ委員会で、「この連立を採択する条件として、まちづくりあるいは区画整理とか再開発といった面整備の実施を義務づけているということはございませんので、これはご指摘のとおり、地方のそれぞれの地域の実情に

応じてベストなまちづくりの手法、面整備に限りませんので、地区計画とか駅前広場の整備とか、それぞれの地域の実情に則して一番ふさわしいと思われる手法を選択していただきましてお取り組みいただければよろしいかと思っております」という答弁をしております。これまで、どうしても切り離さないという町の主張は、「国の対応は、まず駅周辺が整備される担保をもって連続立体交差事業の話をするものであり、駅周辺の面整備が先に立ち上がってはいけない」という発言をしておりますが、この国会答弁から見て、これまでの主張を改める必要がありますが、どのような見解ですか。お尋ねをいたします。

8 番目に、私はこの区画整理事業は、関係地権者のみの問題ではなく、町民全体の問題であると考えております。莫大な税金をつぎ込んで、たとえ駅前が再開発されても、駅周辺が活性化をする見込みは到底考えられません。再開発で顕著な例は、デパートそごうの破綻であります。80年代までの再開発の破綻を如実に示しております。そごうは、70年代、80年代と各地の商業開発に積極的に進出をして、地元商業者を駆逐して、駅前一等地を確保、地域一番店を実現してきました。しかし、90年代は、バブルの崩壊、消費不況に輪をかけると同時に、車社会の展開で中心市街地の機能低下、空洞化が明確な形であらわれております。市街地再開発事業そのものは、もう破綻をし、減退することになります。これからは車社会と自宅でのIT革命による展開で、急速に様変わりをいたしますが、再開発に莫大な投資をする採算性、効果は無駄であるどころか、逆に他の分野に大きく影響し、サービス低下を招くこととなりますが、どのようにお考えですか。お尋ねをいたします。

大きな2つ目の質問として、財政対策と主要事業についてお尋ねをいたします。政府の2001年度の予算は、景気にも財政再建にも配慮した予算としておりますが、しかしその内容を見ると、財政再建については社会保障予算の削減で、国民の負担増を押しつけ、不況対策だといっては財政危機の無視で、公共事業をばらまく中身になっております。これでは、国民に21世紀や夢や展望を示す予算とはほど遠く、浪費的公共事業のばらまきを続け、財政危機をさらに深刻化させるだけで、国民生活の安定や景気打開の展望を全く示さない予算であります。その最大の原因は、公共事業に50兆円、社会保障に20兆円に示されるように、国民生活の安定や景気回復にも逆行するものであります。まさに逆立ちした予算でしかありません。多くの自治体が住民の安全と健康、暮らしと福祉を守るという自治体本来の使命を投げ捨ててそれに従い、開発優先の政治に

あることは明らかであります。

そこで具体的にお尋ねをいたしますが、まず第1に、町長は、開発優先、この町政を続けるのか、それとも住民の安全と健康、暮らしと福祉を守る地方自治の基本を優先させるのか、どちらなのかお尋ねをいたします。

2つ目には、公共事業50兆円のうち、地方は30兆円、中でも地方単独事業が約20兆円と膨れ上がり、そのほとんどが地方債で賄われております。今、全国の自治体の流れは、財政危機のもとで税金の使い方を大型公共事業から住民本位に切りかえ、住民の暮らしの向上と、財政健全化を両立させる方向で動いております。今年度末、町の地方債は、いわゆる借金是一般会計で約94億円、下水道事業で約84億円の見込みであります。これから区画整理事業、JR高架事業とその関連事業、また、それ以外の都市計画事業などを進めた場合、一般会計に占める建設費の割合、そして地方債と公債費のピーク時は、どういう推移をたどることになりますか、お尋ねをいたします。

同時に大型公共事業を進めると、財政悪化となり財政が破綻をすることにつながりますが、どのようにお考えですか、お尋ねをいたします。

最後に、市町村合併についてお尋ねをいたします。今、市町村合併の押しつけが全国で始まり、広島県でも具体的な動きが出ております。しかし、市町村合併はそこに住む地域住民が自主的に決めることであり、国や県が押しつけるような問題ではありません。お尋ねいたしますが、その1は、合併問題は自治体そのもののあり方に関わる重要な問題であり、その自治体と住民の自主的な判断にゆだねられるものでありますが、再度どのようにお考えですか、お尋ねをいたします。

2つ目には、今後合併問題はどのように進められようと考えておられるのか、お尋ねをいたします。以上です。

○議長（河野）町長。

○町長（加藤）まず、区画整理のご質問についてお答えをいたします。第1点目の「窪町の幸せを守る会」の同意なしに事業計画決定をしたことについてでございますが、町としては、確認書の趣旨に沿って9回の話し合いを行うなどの努力はしてまいりましたが、具体的な話し合いに入れず残念でございます。本事業が21世紀の本町のまちづくりにとって欠かせない事業であり、決断せざるを得ない状況にあったことをご理解いただきたいと思います。

2点目の、なぜ地元の人と一緒にできないのかということでございますが、ま

ちづくり講座の開催や個別訪問等でご協力いただけるよう努力を続けてまいりましたが、結果としては努力が足りなかったと思っております。これからいよいよ本格的に事業に取り組んでまいるのでございますが、個々のお考えを事業に反映していかなければなりませんし、商業の活性化も含めたまちづくりについて、皆さんとひざを交えて話し合いができるよう努力してまいりたいと考えております。

3点目の、賛成者の判断基準でございますが、延べ500軒を超える個別訪問を通じて、皆さんとの話し合いの中から判断したものでございます。

4点目の、県負担金が減った理由でございますが、事業計画策定時点で新たに県道海田市停車場線となる区域の供用開始がなされていなかったためでございます。2月議会での旧県道区域の町道認定手続き、3月の新たに県道となる区域の県報告示により供用開始がされたことにより、当初にご説明いたしました額で、今後県の負担金が入ってまいります。

5点目の、連続立体交差事業との同時施工に伴う財源についてでございますが、これまでお答えをしておりますように、県負担金や新たな補助制度の導入による国庫補助金の増額で、あるいは負担金の軽減を図って、両事業が遂行できるよう努力してまいりたいと考えております。

6点目の、都市計画税につきましては、これらの大規模事業を推進する上では、貴重な財源であることは重々認識をしており、これまでも議会での答弁で申し上げておりますとおりでございます。現段階では導入の時期等具体的な方針を定めておりませんが、町民の方々に新たな税負担を課することになるため、十分理解を得ることが必要であると思っておりますので、慎重に対応してまいりたいと考えております。

7点目の、連続立体交差事業と区画整理事業との関係でございますが、国土交通委員会のご指摘の答弁の前に、「連立事業と周辺のまちづくりを一体的に行って、その相乗効果を周囲にあまねく及ぼしていきたいという希望を持っている」と答弁されておりますように、これが国の基本的な方針であると理解をいたしております。したがって、同時期に進められていくことが経済的であり、事業効果の面からも合理的であると考えております。

8点目の、この事業が施行されると他の分野に大きく影響するのではないかということでございますが、事業のピーク時には影響はあると思われますので、財政の効率的運用に努めながら、できるだけ最小限にとどめるよう努力をいたします。

次に、財政対策と主要事業のご質問についてお答えいたします。まず1点目のご質問につきましては、昨年12月議会で議決をいただきました第3次海田町総合基本構想・基本計画に沿ったまちづくりと福祉の向上を、今後も着実にバランスよく進めてまいります。

2点目のご質問につきましては、今後、区画整理事業、JR高架事業などや、それ以外の都市計画事業などを進めた場合、一般会計に占める建設費の割合は区画整理事業のピーク時である平成17年度から平成20年度にかけて、平成12年度の24.2%から30%を超える高い割合で推移するものと見込んでおります。

次に、地方債と公債費のピーク時の推移でございますが、地方債借入残額は現在の96億から平成23年度まで増え続け、平成23年度には120億円程度に、また償還に伴う公債費も年々増加し、平成23年度には15億円程度となるものと見込んでおります。

次に、これらの事業と同時に大型公共事業を進めると財政悪化となり、財政が破綻するのではないかとのご質問でございますが、確かに第3次海田町総合基本計画に掲げたすべての事業を実施するためには相当の財源が必要となってまいります。土地区画整理事業や連続立体交差事業などの大規模事業は、将来のまちづくりの根幹となる最重点事業であると、これまでもその必要性についてご説明してきたところであります。これらの事業のピーク時については、多少の影響が出てくるのではないかと考えておりますが、実施計画に掲げている事業の中で優先順位を定めるなど、事業の選択、重点化や事業期間の見直しを行うとともに、限られた予算の範囲の中で効率的な財政運営を進めてまいりたいと考えております。

最後に、合併問題のご質問についてお答えをいたします。まず1点目の合併については、住民の自主的な判断によると考えるがどうかとの質問でございますが、地方分権の流れの中、市町村が高度かつ多様な役割を担い、成果を上げるため、市町村の自立が求められることなどから、市町村の行政基盤を強化し、行政の効率化を図ることが重要であり、合併を積極的に推進する必要があると考えられています。ただ、国や県の押しつけで合併を進めるべきではないことは言うまでもございません。今国会においても合併特例法の改正が提案され、住民投票制度の創設がされる予定となっております。このことは、住民の意見を十分尊重しながら合併を進めていくための改正であると認識をいたしております。

次に、２点目の、今後合併問題をどのように進めるのかとのご質問でございますが、このことにつきましては合併特例法の有効期限の平成１７年３月３１日を視野に入れ、合併問題について住民の合併議論を高めながら結論を出すべきではないかと、このように考えております。以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（河野）佐中君。

○１６番（佐中）再質問いたします。区画整理事業についてお尋ねをいたします。第１の質問の中で、確認書の問題は町の信義の問題であると考えます。町長が変わればその約束はほごになるというのは、まあ、通常今までの判例の中で大体できるかもしれませんが、当時確認書を交わした町長が今でも海田町の町長としてその職務を務められております。当時の約束は現在でも生きておるという判断をいたしますが、どのようにお考えですか、お尋ねをいたします。

２つ目の質問の中で、長い間話し合いは、職員はされておるかもしれませんが、大きな町の年間予算に相当する、それ以上上回るような大きな事業に町長自ら長い間話をされてないんですね。今の答弁の中でも、努力が足りなかったという答弁でありますけれども、私はこの窪町に住んでおられる方々の合意なしでは事業は進展をしない、このように考えます。再度お尋ねいたしますが、地元の合意なしで強行しようと考えておられるのか、町長の見解をお尋ねいたします。

質問３つ目でお尋ねをいたしておりますけれども、再度お尋ねいたします。この委員会の中で町当局は、協力する方、やむを得ない方、仕方がないという方、７割程度と答弁をしております。この７割というのは、先ほど答弁で述べ５００人に当たったというような答弁でありますけれども、極めてあいまいであります。窪町に居住している地権者は、今１００何ぼ地権者がおるわけですが、そのうちの賛成は何割、実際住んでおられる人ですね、何割と見ておられるのか。また、窪町以外で居住しておる地権者はそのうち何割なのか。いわゆる地権者１０６名のうち土地所有者が８０名、その中で６７世帯と法人が２１、借地権者が２６名、１４世帯と法人が９、借家人が１１８名、テナント５０名、多少変更があるかも知れませんが、これらの、各戸別に地権者の動向を正確に答えてほしいというように考えます。また、現在の「窪町の幸せを守る会」の住民の説得が可能かどうか、その見通しはどうかという問題をお尋ねするわけであります。

質問４で再度お尋ねいたしますが、町の負担が７６億円。これは町民１人当たり約２

5万円にもなるわけです。だれが見ても無理な事業だと。この上にＪＲ高架がこれに相当するくらい来るわけですね。当初の計画より１５億円減額をしておりますが、それにしても単町費の持ち出しが多過ぎる。先ほど言いましたが、県の補助金５億円がいつの間にか２千万円と、国や県のこうした今の状況では補助金はどんどん削ってくる。ましてや公共事業をやめようとする今、今全国的な流れでありますけれども、海田駅前の区画整理の問題と、国や県の交渉の経過を述べてください。なぜこんなに単町費で大きく持ち出さなければならない。また５月の広報では移転補償費１１８棟で約７１億円としております。そのうちビルが何棟分で幾らなのか、民間住宅は幾らなのか、お尋ねをするわけであります。

質問５で再度お尋ねをいたしますが、区画整理事業で町民１人当たり２５万円、ＪＲ高架の関連で約７８億円にして、町民１人当たり２６万円。この２つの事業だけで町民１人当たり約５１万円になるが、しかも、先ほど答弁がありました一般会計、下水道、大きな公債比率を抱えることになるわけです。私は、これを強行すると、どうしても財源的去り詰まって投げ出す、これしかないというように考えるんですが、どのような見解ですか、お尋ねをいたします。

質問６でお尋ねいたしますけれども、仮に都市計画税を最高限度の１，０００分の３で導入したら、海田町、何億円になる。何億円増税になるのか、まずお尋ねをするわけです。そして、新たな都市計画税の導入に全町民が賛成する確信があるのかどうか。先ほど尋ねたら、検討はするけれども、やめるとは言っていないんですね、町長は。いずれはそういう時期が来る。財源に大きな魅力を擁するという答弁をしておりますが、もし導入したら半永久的に町民負担増となりますが、全町民が賛成をする、その確信があるのかどうか、お尋ねをするわけであります。

質問７で再度お尋ねいたしますが、これまで区画整理事業とＪＲ高架は一体で切り離さない、先ほども基本的にはそうじゃという答弁をしておりますが、しかし、国政の段階で各地方のいろんなトラブルや困難が生じてなかなかそれが実現できない、こういうことから、さきの国会で扇大臣がそういう答弁をしたわけであります。国会答弁と町のこうした主張には食い違いが生じるわけであり、もともと他人の土地を、窪町を中心として町民は要望もしないのに、町は勝手に都市計画決定を行って、そして規制を行い、しかも地権者の協力を得ないまま他人の財産を法で動かそうとしているところに問題があるわけであります。私は今の状況、今の社会状況のもと、こうしたいろんなもろもろ

の条件のもとでは、区画整理事業は中止すべきだと考えるわけであります。

その理由は、まず第1に、地権者の住民多数が反対をして、話し合いが進展をしておりません。2つ目に、補償費の大半は銀行やパチンコで、小宅地住民の補償はわずかで、住民はこれ以上借金はできない。3つ目には、財政確保の見通しが無い、そして都市計画税の導入に町民の同意が得られるかどうか疑問であります。4つ目には、中止や撤回は町長の意思で決められるわけであります。国も県も補助金は今の情勢では出しにくいし、出したくない。なぜ町はごり押しをしようとするのか。見解を問うものであります。5つ目には、今海田町でやるべきことはほかに多くあります。区画整理事業の必要性はほとんどないというように考えます。

以上のことから、この区画整理事業を強行すれば、地元地権者の犠牲、これがまず第1。2つ目には、全町民には暮らし、福祉、教育の予算が削られる。3つ目には、全町民には増税の犠牲ということになる。なぜ中止撤回ができないのか。再度お尋ねをするわけであります。

さて、財政対策と主要事業について再度お尋ねをいたします。今、国と地方の借金は666兆円と言われております。国民1人当たり、実に600万円の借金を抱えている計算になります。そのうち地方の借金は約200兆円と言われております。10年前の1991年、これには70兆円でしたから、約3倍に膨れ上がっておるわけであります。この間、国民には医療保健の負担増、また介護保険料の徴収や国保税や保育料の引き上げ、そして、この不況の中、地域住民の負担増や福祉の切り捨てが続いてきました。そして消費税が導入されてきたわけであります。なぜ借金だけが増えてきたのか。その最大の理由は、90年代から地方自治体が、地域の住民の安全や健康、生活、福祉を守るという自治体本来の仕事を投げ捨てて、大型公共事業、開発優先の事業が自治体の仕事であるという全く逆立ちをした流れを政府が強引に推し進めてきたからであります。そして多くの自治体がこれに従ったため、今莫大な借金を抱えておるわけであります。そして、その流れを加速するために、借金をする条件を大幅に緩め、借金を奨励してきました。地方交付税も地方の借金返済のかなりの部分を含めた計算であったり、また消費税導入のため、国税や地方税の減税政策により税収が落ち込んだ部分も借金として今日残っております。私はこの財政危機を打開するためには、今、当面必要性のない区画整理事業をやめ、そしてそのお金を生活や福祉中心の政治に切りかえること。また歳入確保のため、あらゆる知恵を出して、無駄と浪費の構造に思い切ったメスを入れること。

そして町民生活予算を確保しながら、計画的、段階的な目標を持って財政再建をすべきであります、どのようにお考えですか、お尋ねをいたします。

さて、合併問題でありますけれども、自民党、公明党、保守党の政府は昨年12月、全国で3,200余りある地方自治体、市町村、これを1,000にすると決め、交付税や補助金を使って合併への誘導を露骨に進めてきております。広島県も合併パターンをつくり、補助金などを使って、財政力の弱い町村を中心に合併への動きを強引に進めております。地方税とともに、有力な収入源は国からの地方交付税であります。ところが、減らされるのではないかという憶測が流れて、地方交付税が合併の強引の材料に使われようとしております。地方交付税法という法律は財源不足を補う国の責任と定めておりますので、これは許されない問題であります。私は再度町長にお尋ねをいたしますが、その1つは、国や県の合併押しつけは憲法で保障された市町村自治への侵害であると考えるが、町長、どのようにお考えですか、お尋ねをいたします。

2つ目には、合併は住民にとって自分が住んでいる市町村をどうするかという問題であり、合併によるデメリットを含めて情報公開をすべきであるというように考えます。この点については、これまで広報等を通じて多少しておりますけれども、この点はどのようなのかお尋ねをいたします。

3つ目には、合併は、するしないも含めて、住民の間で十分に論議をし、そして検討が必要であります。先ほどの答弁では2005年3月までなどという期日を決めて強引に進めることはやめるべきだというように考えますが、どうですか、お尋ねをいたします。

最後に、合併の最終決定は住民の意思が直接反映するように、住民投票が一番よいと考えますが、町長の見解をお尋ねいたします。

○議長（河野）町長。

○町長（加藤）ご質問の1点目でございますが、「幸せを守る会」との約束を破って道義的に責任をどうとると、こういうことであつたと思っておりますけれども、町といたしましては確認書をお互いに前向きに話し合いましょうと、こういう確認書でございます。我々は確認書の趣旨に沿って努力をしてまいっておりますが、やはり会にもいろいろの事情もおありかと思っておりますけれども、会長さんの方ともお会いしたいということも申し出たり、また反面、文書で会えないという回答をいただいたり、いろんなことは努力してきたわけでございますけれども、そのことが現実には、まだ十分に行っていないということで、先

ほど、努力が足りなかったということを申し上げたわけでございます。そういうことから考えますと、約束違反と言われるのはどうであろうかと、いかがなものであろうかと、こういうふうに私は感じておるところでございます。

2点目の、一部反対はあるものの、ほぼ合意形成はできていると考えておると、こういうことについて、佐中議員の方から、それがどうなんだと、こういうふうなご質問であったと思いますけれども、立体交差事業が事業認可を予定であったこと、事業計画について県・国との協議が整ったこと、建設省の国庫補助継続の方針が出されたために、この機会を逃すと補助金がつかなくなることが、そういう恐れがあること、こういうことから事業計画決定をしたものでございます。実施に向けて全力を傾けてまいりたいと、このように考えておるわけでございます。

合併問題につきましては、仰せのように、その住民の意思を十分に反映するべきではないかと、こういうことでございます。それは先ほども申し上げましたところでございますが、いずれにしても、こういう地方分権の流れの中で、町村が高度かつ多様な役割を担って成果を上げていくためには市町村の自立が求められていることなどから、市町村の行政基盤を強化する、行政の効率化を図ると、こういうことが重要になってまいるわけでございます。そういう中で、当然国や県のいろんな施策もありますけれども、ただこれの押しつけに従うのではなくして、先ほども申し上げましたように、その中でも、やはりこれから合併特例の改正が提案をされて、住民投票制度の創設などが予定をされておるようでございます。このことは住民の意見を十分に尊重しながら合併を進めていくと、こういうことであると、このように認識をいたしておりますので、またその方法につきましては、我々も当然でございますが、議員の皆さん方と十分に相談しながら、いかにして住民の皆さん方のご意見を集約できるかと、こういうふうなことも考えてまいりたいと、このように思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

○議長（河野）企画部長。

○企画部長（中野）それでは、第2点目の財政問題についてご答弁申し上げます。佐中議員さんご指摘のとおり、今、地方財政は非常に厳しい状況にございます。交付税の削減の問題、それからいわゆる地方財源の配分の問題等々、今後不透明な部分があり、我々も日ごろ注視している状況でございます。この中で、佐中議員さんご指摘のとおり、区画整理事業を進めることによって福祉の予算、教育の予算がかなり切り捨てられていくんじゃないかというふうなご指摘でございますが、本町の場合、先ほど町長がご答弁申

上げましたとおり、皆様にご議決いただいた第3次の総合基本計画のまちづくりを推進していこうというのが基本でございまして、福祉の切り捨て、教育の切り捨てについては、そういったことは考えておりません。

ただ、区画整理事業は、ご指摘のように、多額の予算が伴ってまいります。これにつきましては、中長期的な財政の収支見通しの中で17年度以降かなり財政的に負担を生じてくるというのが推定されます。これにつきましては、ご指摘のように、新たな財源を確保するということも当然やはり財政負担を伴いますので、そういうことも片一方では考えていかななくてははいけません。それと、後は財政の合理的運用を図るということで、基金の取崩し等によって一時的な負担の増に対応してまいりたい。それから、経常経費の節減に努めて効率的な財政運営を進めていきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（河野）区画整理事務所長。

○区画整理事務所長（永海）それでは、区画整理事業に関わりましての数点の再質問にお答えをいたします。まず、いわゆる事業の7割の内訳でございますけれども、私どもが判断をいたしております数字で申しますと、事業を早くしてほしいとおっしゃる方が4割、大体43名程度と把握をしております。それから、事業するのなら仕方がないとおっしゃる方が約3割、大体29名程度。それから、中立、いわゆる近所等々と一緒の流れに行くという方が1割、約12名。それから、反対とおっしゃる方が2割、22名程度と把握をいたしております。

それから、いわゆる単町の持ち出しが多過ぎるではないかというご指摘でございますけれども、これはやはり区画整理事業のそういう国の補助制度というものが決まっております。そういう都市計画道路、駅前広場等の整備に要する費用が補助金として計上できるわけですが、橋上駅になったときに単独でそういう道路、暫定の駅前広場を整備したということで、国庫補助金が少なくなっております。ただ、これはこれまでお伝えさせていただいておりますように、中心市街地活性化の事業の一つとして位置づけておりますので、区画道路の整備等に要する町中再生型区画整理事業の国庫補助制度が導入できるよう、今県と協議をいたしておるところでございます。それにより、大体約20億円程度の国庫補助金が入ってくるのではないかと考えております。

それから、補償費、移転補償の話でございますけれども、これも以前お答えさせていただきましたように、まだ概算ではじいたものでございますけれども、やはりあの地区

の中に大体ビルが16棟程度あるのではないかと考えておりますが、その中で、先般、桑原議員のご質問にお答えいたしましたように、大規模な建物については大体50億円程度補償費がかかるのではなかろうかというふうな想定はいたしております。それで、補償費につきましては、先ほど言いましたように、概観でしか判断いたしておりませんので、事業計画の費用の中でやりくりするというのではなくて、これから個々に建物を調査さしていただいて、数字を積み上げていくと。ですから、移転補償費については増える可能性は、事業費自体は増える可能性は出てまいります。

それから、連続立体事業と区画整理事業との同時施行という話でございますけれども、これは国の方は、やはり連立の採択基準とすれば、確かに面整備というのは条件ではございませんが、国がそういうふうな事業採択なり事業認可をされる場合には、その連続立体交差事業に合わせて、そういう駅周辺の整備であるとか、関連する道路の、街路の整備の熟度がどういうふうなのか。それが高ければ高いほど、やはり先ほどの国会答弁にもありましたように、そういう投資の効果が周囲に及んでくるというふうなことで、採択の優先順位なり事業認可の優先順位が上がってくるというふうなことはあるというふうなことで、これは県、広島市、府中町、海田町の4者で連続立体交差事業に合わせて、関連街路整備、それから駅周辺の整備も合わせて整備をしていこうということをトップで、確認を、意思決定をしておるところでございます。以上でお答えを終わらせていただきます。

○議長（河野）佐中君。

○16番（佐中）まず、確認書の問題ですけれども、町長、何か確認書は自分の思いよりちょっと外れたような感じで確認をしたというような答弁がさっきあったんですが、この確認書の中身ですね、事業計画の認可申請についてというのを確認しておるわけですね。会の同意なしには町は事業計画の認可申請は行わない（この趣旨は、今後両者がまちづくりについてお互いの立場を踏まえて前向きに話し合うことを前提とし）、このことを言われたんだと思うんですけど、その結果、会の同意が得られなかった場合には事業計画の認可申請を行わないということであるというようにあるわけですね。しかし、これを、地元のまず協力がなかったらできないんですよね。しかも確認書を交わしておるのに。この確認書が、自分の思いと会の思いが、ちょっとギャップがあるような感じを受けるわけですが、いずれにしても地元の賛同がなかったらできないんですよね。それを町長は、3月30日で事業計画決定をされて、これを無理やりやろうとする。ます

ます私は溝が深くなって、なかなかできない、しかもトラブルがもっともっと大きくなるように考えるわけです。しかも財源的に、私が思うに非常に大きな負担を抱えることになるんです。今でも下水道と一般会計で、町民1人当たり、赤ちゃんからお年寄りまで60万円の借金を抱えておるわけです。あわせて、今の言う連続立交と区画整理で、これが借金になるかどうかは別としても、費用負担が51万円ぐらい1人当たりかかるわけですね。財源的に、幾ら答弁の中で福祉や教育に、あるいは暮らしに投資する予算が回らなくなることはない、安心してくれと言っても、現実には、今、広島市と比較を試みれば、福祉の分野でもかなりの差があるわけですね。

特に、私も議会の中でも何回も指摘をしてきたけれども、障害者問題なんか、もう全く手を打ってないというのが事実なんです。これで何もしないのに格差がないとか、あるいはしわ寄せがない。これは詭弁な答弁ですよ。私は、そういう大型公共事業に金を、しかも住民が反対しとるようなところにお金をつぎ込もうとする、ここに大きな問題がある。私、今回の一般質問、3つしましたけど、全部連動しとるんですね。これがずっと推し進められると、区画整理事業はやる、借金は大きく抱えて財源的にも圧迫する。そしたら広島市との合併というのが浮き彫りになってくるんです。このことを通じて、町民は地方分権があるから、全国的にそういう流れになるからというんで、何か仕組んだやり方を町長がずっとしてきとるような気がするんですよ。私は、本来の自治体というのはそうでなくて、地方自治の第2条の中に、私もいつも言うんですが、住民の安全と健康、福祉を増進させる。大型公共事業は、第3も第4のところにあるわけですよ、政治の基本が。ここを抜きにしとるから、私は町長に、大型公共事業を優先させるのか、住民の暮らしを優先させるのか、このことを先ほどからずっと質問しとるんです。国の中でも大型公共事業は、80年代から90年代はやり過ぎて失敗しとるから、今、見直しがどんどん行われてきておるわけですね。しかし、海田町は今からそれをやろうとする。ここに私は大きな問題が、事業に対してもそうだし、財源に対してもそうなんです。私はこのところを町長に、どういうんですかね、改めて本当に暮らし優先の町制実現をさせるためにはどうするんかというのを明らかにしてもらいたいと思います。教えてください。

○議長（河野）町長。

○町長（加藤）まず、「幸せを守る会」との同意なしにという問題でございしますが、先ほども申し上げたように、やはり我々はお互いに前向きにひとつその事業が円滑に行くよ

う話し合いをしましょうと、こういうふうなつもりで当然おるわけでございますけれども、それが今、先ほど申したように、ならんということはおまへの努力が足らなかったんだということであろうと思いますし、それは確かに、ならんということは結果的にやはり努力が足らんということについて、先ほど申し上げたとおりでございますけれども、やはりこの話し合いというのは、前向きでお話し合いをしようということで、その機会をできるだけお願いをしてきたことでございますけれども、結果的に、それがまだそういう形になっていないと、ならなかったという中で、先ほど申し上げましたように、この事業が21世紀の本町のまちづくりにとって大変欠かせない事業であり、決断をせざるを得ない状況にあったと、こういうことについてのご理解をまずいただきたいというふうに思うわけでございます。

これまでも申し上げたとおりに、やはり南口が本町の玄関口となったことによりまして、それにふさわしいまちづくりを進めていこうということは、これまでもお話を申し上げてきたところでございます。我々としては一日も早い完成が望まれております。厳しい建築規制に伴うご迷惑を地権者の方々に長期間おかけするべきじゃないと、このように考えて、この事業をできるだけ早く推進したいと、こういう考え方でございます。

また、合併の問題についてでございますけれども、これは先ほどから申し上げておりますように、強制されたものであってはいけないと、これは、まあ当然のことでございますし、このことについては十分に、いかにして町民の皆さんのご意見を我々が把握、掌握できる方法について、これから十分に検討してまいって決断をしてまいりたいと、こういうふうに考えておるところでございます。

（「答弁が抜けとる。都市計画税は政府のサポートは何ぼかというところ」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）企画部長。

○企画部長（中野）失礼いたしました。これは、都市計画税を導入する時期によって多少評価が変わりますので、金額が変わりますけど、仮に13年度で計算しますと約4億5千万円程度です。それから、16年度で試算しますと4億7千万円程度の都市計画税が入ってくるというふうになっております。失礼いたしました。

○議長（河野）暫時休憩をいたします。再開は1時。

~~~~~○~~~~~

午前11時58分 休憩

午後 1 時 0 0 分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（河野）休憩前に引続きまして、本会議を再開いたします。一般質問を続行いたします。13番、住吉君。

○13番（住吉）13番、住吉でございます。本日は4件ほど質問をいたします。

そのうちの第1問は、「合併はどうする」ということですが、「合併問題はどうする」の方がいいかもわかりませんですね。この問題につきましては、佐中議員が質問されて町長が大部分お答えになっておりますけれども、ごく一部を質問してみます。

合併特例法の期限は4年後の平成17年3月末ですが、町長は、それまでに結論を出したいという答弁をなさいましたが、それまでにさまざまな手続とか準備を進めていきますと、もし合併するのであれば間に合わないだろうと、時間的に余裕がないだろうということで、せいぜい2年半ぐらいしか余裕がないんじゃないかなという感じを持っております。その中で熊野の町長はこの前、熊野町長の選挙が終わりまして、4つのパターンがあると。広島市の合併、東広島市との合併、呉との合併、安芸郡3町との合併と4つのパターンがあると。安芸郡の3町というのは、海田町を含んでおるわけですがね。そういうのがあるけれども、それぞれ資料を収集して町民に示して、町民アンケートを実施して、年内にははっきりさせるというふうな明言をしております。これは私がこの質問を申告した後になって、府中の町長がまた特別委員会で明言をしております。府中町長は、まず第1番は、単独施政をひくことであると、町長のお考えですね、府中町長の。そういうことであるけれども、町長としてはそういうことを考えるけれども、町民アンケートをとって議会の意向を尊重しながら、これも今年度中に結論を出すというふうに言っております。周囲が皆そういうふうに年度内に結論を出しますと明言をしておられるんですが、そういう意味において、どうも町長は不明瞭がぬぐい切れないなという感じがするわけです。今回初めて、私は過去10年ぐらい何遍も、合併問題で町長に決断がないということを言い続けてまいりましたけど、初めて平成17年3月末までに結論を出すというふうなことを明言されたんですが、まだまだそれでも、本当に間に合うのかなという心配をいたすわけです。そういうことで、本当に間に合うと思っておられるのかどうかということに、質問をやり直します。不明瞭をぬぐい切れないがどうするかというところを、平成17年3月末で結論を出して、合併特例法に間に合うのかどうかということ。

それから、以前に資料をお配りいただいて、町民に合併した場合のメリット・デメリットは、その資料を配布しておられるんですが、若干ニュアンスが違うと思うんですが、この合併特例法を考えた場合のメリット・デメリットとということをどうなんだということを、十分に分析をされておるとおもいますけれども、そういう前提で今の2問、お答えいただければいいと思います。

それから2番目は、読んでもらえる広報紙をつくれというふうなことを言うておりますけれども、これは私どもが、議会において重要事項の周知徹底について質問したり、あるいはどうするんかというふうな質問をしますと、町長はいつも、広報紙の「広報かいた」に掲載したとか、あるいは「広報かいた」に掲載するというふうな発言をして、責任を果たしておるかのごとき答弁をされております。そこで、本当に町民はこの海田広報紙をよく読んでくれているのかどうかということを1問お答え願いたい。

2番目は、読んでくれておるとして、その程度ですね、何%ぐらいの人が「広報かいた」を読んでおるか。これ、我々議会広報でアンケートをとったら、ごくわずかでしたね、読んでいる人は。議会広報でもそうですから、町広報の場合どうかなと思うんです。本当はアンケートをとってみる必要があるんじゃないのか。私はいつもこういうことを言うんですが、読んでもらえない広報紙は紙くず同然であると、紙くずだということを言っておるんです。議会広報のときにも委員長をやりまして、たびたび機会あるごとに、読んでもらえない広報はだめだと、読んでもらえるものをつくろうということで、当時4年間連続で県のコンクールは入賞していますし、全国コンクールも入賞しましたが、それは常にこういうこと唱えておりました。読んでもらえないものはだめなんだと、紙くずだということを。そういう考え方について、どのように町長はお考えになるか。

ちょっと批判が強くなるかもしれませんが、4問目は、「広報かいた」は文字が小さい。今、中国新聞を初め各新聞は文字をうんと大きくしております。それに比べたら4分の1ぐらいの非常に見にくい細かい、細い文字でやっておるから読まんのじゃないかなというふうに思います。それからレイアウトの工夫も足りない、見出しにも興味がわからない。見出しを見て、興味のある見出しを上げておくと、中を読んで見ようかという気持ちになるんです。まあ、表紙からそうですよね。表紙を見て、ああ、開いて見ようかというふうに感じ取れるような表紙にレイアウトせにやあだめなんですけどね。今月配ったのは割り方よかったですが、先月なんか全然表紙じゃないというふうに、私が批判すれば言えます。それから、余白がなくて紙面に余裕がない。発行すればいいんだとい

うふうな考え方でおられるんじゃないかなというふうに考えております。若干予算が必要かもしれませんが、もう少しページ数を増やして、読んでもらえるような広報をつくったらどうかというのが4問目です。

次に、高齢者及び身体障害者の福祉を考えているのかということについて。まず1問は、海田市駅にエレベーターを設置せよということであります。これは町長の責任でもあるし、議会でも大きな責任だと思うんですが、高架の駅をつくったときに、やはりエレベーターを設置しておくべきだったと。大きな反省であります。そこで質問いたします。JRの立体交差事業は順調に進展しても、新しい駅が完成するまでには15年ぐらいかかるんだろうというふうに考えておりますけれども、本当は30年ぐらいかかるんじゃないかなと思うんですよ。今の東広島バイパスでも、僕が出るより前です。議会に出るより前に、15年すりゃあ完成するよと。30年してもまだ完成せんだろうと思う。倍はかかる。そうすると、海田市の高架ができるのは、今から予算を切り詰められたり補助を切り詰められたりして、まだまだ15年ではできないんじゃないかと思います。その15年間、今の状態でエレベーターもエスカレーターもつけないで現状を放置しておくのかということが1つ。第1問ですよ。

それから2番目に、交通バリア法というのが今施行されております。これは正式名称は、法の名称は高齢者・身体障害者等公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律というのが、去年5月に可決しまして今年の3月1日から施行されておるわけです。この件につきましては、県の地域振興課とか交通対策課等にちょっと聞き合わせたりしましたが、その6条に、市町村は重点整備地区を設けて、その中で基本構想を作成することができるというように定めております。この中で公共交通事業者、その他のいろんな事業者がありますが、それらと地方公共団体は協議をして、今の基本計画を定めなさいというふうに示しております。ここで言う公共交通事業者とはJRのことです。このJRと協議してこれを定めれば、もろもろの条件があります。再質問でいたしますので、細かいことは省きますけれども。そこで、町長はこの可能性をどのように判断されるか。エレベーターをつけることができるかどうか、この法律を利用して可能性があるのかないのかという答弁をまずお願いいたします。

2番目に、ひとり暮らしの高齢者に対する犯罪予防対策について。これは新聞等でちょくちょく問題になっておりますね。ヘルパー等がおばあさんを殺して預金通帳を奪って、最初に奪ったんでしょかね、預金を下ろして、その後殺しておったというような事件

が発生しております。我が町にもそういう該当者があると思いますので、この予防対策はできておるかどうかと。それから、前々から問題であります、押し売り等の予防対策はどうかされておるか。まあ、十分に対策されておると思いますが、具体的な対策について説明をされたい。

それから、ひとり暮らしの高齢者の緊急連絡を、今、あんしん電話のみに頼っておるんではないかと思いますが、それだけで十分と考えるのかどうか。最近ではセンサー等を利用して、お年寄りがトイレに行ったり、あるいは流しの方へ動いたりしておるのを判断して、ああ、生きておられるな、元気でおられるなということを判断しておるけれども、それが動きがとまったら、すぐ直ちに担当者が駆けつけるというような仕組みもありますけれども、そんなところをどのようにお考えかということです。

それから、大きな4点目は、中学校の入学式における国歌斉唱についての異様を究明せよと上げておりますけれども、質問の一覧表には国歌の「歌」が「家」になっておりますけれども、あれは「歌」ですからね。私が異様を感じたのは、次のようなことがあってからです。その1番。小学校の卒業式では元気過ぎるぐらい、今、西小の6年生の卒業生が大きな声で歌って、全児童が。もう耳が痛いぐらいでしたがね、キーは高いし。で、すばらしいことだなと思っておりましたところ、中学の入学式に来ましたら、新入生は全員が口をかたくつぐんで、一切歌を歌わなかったと。これは非常に私は不思議に、これについて不思議でならないんです。中学校において異様なものを感じておりますが、この原因を究明し、指導するつもりはないのかということについてお尋ねをいたします。

その中の小さな2問で、国歌の斉唱については、当然学校指導法で決められておるんですが、一部の人しか歌っていなかった。考えれば、30%ぐらいは歌ったんかな、半分は歌ったかなという感じですが、町の教育委員会は県の教育委員会に対して、この点をどのように報告されておるかということについてお答えください。以上です。

○議長（河野）町長。

○町長（加藤）住吉議員のご質問の合併問題について、17年3月の期限に間に合うのかというご質問であったと思いますが、これは、県においては今年度中に基本方針を定めると、このように言っております。先ほど言われました熊野町、あるいは府中町の例をおっしゃったわけですが、ここは既に特別委員会もできたり、執行部と議会の意思疎通もある程度できておるんじゃないかと、こういうふうに判断しているわけですが、これはそれとして、本町も国あるいは県の動向を注視し

ながら、今後、願わくば14年度中に任意協議会等を具体的に検討してまいりたいと、
こういうふうと考えておるわけですが、やはり最終的には住民の不利益にならない選択をすることが当然私の責任であると、こういうふうと考えておるわけ
ですが、やはりこれからのまちづくりをするに当たって、国・県の動向を
十分に注意しながら、県も先ほど申し上げたような方針を定めるということでござい
ますので、ある程度そのことも念頭に置いて、町の動向もはっきりとしていきたいと、こ
ういうふうと考えておるところでございます。

2点目、また3点目は続いて私が答弁しますが、4点目につきましては教育委員会か
ら答弁いたします。

広報紙についてでございますが、広報紙の中の1点目のご質問については、当然行政
広報には、町民に知ってもらう責任、周知徹底が求められます。そのために広報づくり
に創意工夫を図り、読まれる広報づくりを進める必要があると、このように考えており
ます。また広報をメディアとして、「広報かいた」に加え、海田町のホームページを活
用して、より多くの皆さんに情報を提供するように努めております。

2点目のご質問につきましては、広報紙が行政から町民へ情報が伝達する有力な方法
と考えております。したがって、お知らせすべき情報を掲載し、全戸に配布しているところ
でございます。特に調査を行っておりませんが、事務事業の改定を初め、乳幼児を
持つ家庭では保健センターからのお知らせ、行事に参加する方は各種募集案内など、
個々に関心のある情報について多くの方々に読まれているものと思われま

す。3点目のご質問につきましては、広報紙の情報を必要とするかしないかは個々によっ
て違ふと、このように思われます。お配りした広報が必要であるか否かの判断を町民の
方にさせていただくためにも、配布は必要なものと考えております。

4点目のご質問につきましては、広報紙の作成に当たって、皆様にできるだけ読みや
すく、文字を大きくしたり写真を取り入れるなど改善を進めてまいりました。しかしな
がら、限られた紙面の中で多くの内容を掲載することもあり、字数の多い紙面やゆとり
のない紙面構成となる場合も出ております。これらの改善策としまして、ページを増や
すことを含めた紙面構成の検討とともに、町民の方々から広報紙に対する意見や提案を
いただくため、町民による広報ボランティア組織を編成し、住民と行政が情報を共有し
ながら紙面づくり等を論議し、住民の視点に立った広報紙づくりを進めてまいりたいと
考えております。

次の、高齢者及び身体障害者の福祉のご質問についてお答えします。

1点目の、海田市駅のエレベーター設置につきましては、連続立体交差事業は完成までに多くの歳月を要することが予想されます。ご指摘のように、交通バリアフリー化法の趣旨を踏まえて、JR西日本と協議をしているところでございますが、現行の橋上駅の構造ではエレベーターを5基設置する必要があると、多大な費用が必要になること、最終的には撤去することから二重投資になることなどの難しい問題点がございますが、町といたしましては少しでも早くエレベーターを設置するため、仮線の時点でもエレベーターを設置できないか引続き県と連携し、協議を行っているところでございます。

2点目の、ひとり暮らしの高齢者に対する犯罪の予防対策についてお答えします。まず、ホームヘルパー等による預金等の窃盗予防対策はできているかとお尋ねでございますが、必要なことは物理的な予防法というよりも、ヘルパーなど介護従事者の倫理意識の醸成ということが最も重要であると、このように考えております。本町では介護保険制度のスタートに合わせ、基幹型在宅介護支援センターが中心となって、海田町民に介護サービスを提供している事業者の参加を原則とし、毎月5回、医療・福祉・保健分野の専門職が参加した連絡調整会議等を開催して、ケアマネージャー等の資質の向上や倫理性の確保に努めており、介護に従事する専門職倫理の検証の場となっております。さらに、介護サービスに関わる事業者においては、それぞれ所属する訪問ヘルパーなどの専門研修を行い、資質の向上と倫理性の確保を図っているところでございます。今後とも高齢者の方々が安心して介護サービスが受けられるよう、サービス事業者への啓発を行うことで、資質向上と倫理観の醸成を図ってまいりたいと考えております。

次に、押し売り等の予防対策についてでございますが、保健センターの保健婦や在宅介護支援センターの職員がひとり暮らし高齢者や援護を必要とする高齢者を訪問したとき、クーリングオフの仕方、広島県生活センターの紹介、さらに悪質な場合には警察に通報するようアドバイスを行っております。また老人福祉センターでは昨年度、さわか大学で広島県生活センターから講師を招き、押し売り等の予防対策の講座を開設し、本年度も同様の講座を計画しております。今後もひとり暮らし高齢者などが悪質セールスの被害に遭わないよう、海田警察署の相談窓口、シルバー110番との連携を深め、訪問活動や町広報紙を利用して啓発に努めてまいりたいと考えております。

3点目の、ひとり暮らし高齢者の緊急連絡をあんしん電話のみに頼っていいのか、センサー等の利用もあるが、ほかにより手段方法はないのかとのご質問についてお答えをし

ます。現在設置してあるあんしん電話システムは、広島市、坂町及び熊野町との共同運営で行っております。平成12年度のあんしん電話の新規設置は11件で、このシステムの特徴は、まずあらかじめ近所に設定した2人の協力者に通報が入り、駆けつけるというものでございますが、協力者が不在で電話をとらないときは自動的に消防署に転送され、救急出動が行われるシステムとなっております。現在のところ、このシステムの苦情については特に聞いておりませんが、現状システムの見直しという視点から、他のシステムについても研究をしているところでございます。一例として、ペンダントとセンサーを併用したシステムを把握しておりますが、コストが現在よりも相当高くなるという難点もございます。その点を踏まえながら、今後も引き続き調査研究を進めてまいりたいと考えております。

済みません、答弁で漏れたのがあるようでございます。

2点目の質問の合併メリット・デメリットについてでございますが、まず合併しないことのメリットにつきましては、合併特例法の上では特段ございませんが、デメリットにつきましては地方分権推進の中で行財政の効率化、専門的なサービスの向上において地域間格差が生まれるのではないかと思われます。

次に、合併することによるメリットにつきまして、国や県の支援策としてさまざまなものが用意をされております。まず国の支援策としては、合併特例債、合併算定替、市町村合併推進補助金、合併直後の臨時的経費に対する財政措置などが挙げられます。合併後の市町村のまちづくりのための建設事業に対する合併特例債は充当率95%の起債で、その普通交付税措置についても元利償還金の70%となっており、広島市と合併した場合、全体事業費で約240億円が対象となり、約228億円の起債が認められます。また合併特例債につきましては、建設事業に対するもののほか、基金造成に対するものがあります。次の合併算定替は、合併年度及びこれに続く10カ年度は合併しなかった場合の普通交付税額を全部保障し、その後5カ年度についても部分的に保障するという制度であります。次の市町村合併推進補助金には、合併準備補助金と合併市町村補助金の2種類があります。合併準備補助金については合併に向けての準備等に対する補助金で、1市町村につき500万円を限度として交付され、合併市町村補助金については、全国的な市町村合併の推進という観点からも、モデル事業となる事業に対する補助金で、広島市との合併の場合、合計1億5千万円が交付されます。次の合併直後の臨時的経費に対する財政措置は、合併直後に必要となるコンピュータシステムの統一などに要する

経費についての普通交付税による財政措置が行われ、広島市との合併の場合、5年間にわたり、年間6億円が基準財政需要額に算入されます。

最後に、県の支援策につきましては、合併後の市町村のまちづくりのための建設事業に充てるために支給される合併推進交付金2億5千万円や、合併協議会補助金500万円、合併推進のための人的支援などが多くの支援策でございます。

それでは、4点目につきましては教育委員会から答弁をいたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（河野）教育長。

○教育長（李木）中学校での入学式で国歌斉唱の問題についてのお尋ねがございました。

お答えいたします。ご指摘のとおり、入学式等における式での国歌斉唱につきましては、小学校に比べまして中学校では声が余り出ていないという現状がございます。教育委員会といたしましては、これまで学習指導要領に基づき、入学式や卒業式などにおいて児童・生徒に国歌を斉唱するよう小・中学校に対して指導をしてきたところでございます。今年度の中学校の入学式の練習では、在校生に対して斉唱の指導をしたり、あるいは式の開始前に学校長の方から国歌の斉唱について参加者全員に働きかけるなどして取り組んでおるところでございます。これらの指導を通しまして、以前に比べますと斉唱する生徒もふえてきておりますが、しかしながら、国歌斉唱の声についてはまだ不十分であり、今後さらに指導が必要であるというふうに考えておるところでございます。

また、県の教育委員会への報告についてでございますが、国歌斉唱に関しましては、式次第への位置づけや演奏の方法及び斉唱の状況を報告することとなっております、本町の中学校の国歌斉唱につきましては、会場内掲示、しおりへの掲載、口頭などの方法によって式次第に位置づけられていること、また演奏方法につきましては、テープで歌詞つきであること、それから斉唱の実施状況につきましては声が不十分であると、こういう内容で報告をしておるところでございます。

○議長（河野）住吉君。

○13番（住吉）合併問題につきましては、町長がやはり今年度いっぱいにとやろうと、結論を出そうとかいうふうな答弁でなくて、ぎりぎりいっぱいまで待とうかというふうな、そこらがどうも不明瞭なんですよね。あと残された期間は本当に準備期間としたら2年余りしかないと思うんです。やるやらんにかかわらず、有効な期間内に結論を出していただくのが本旨じゃないかと思う。町長がその決断をぱっと出されないし、議会も明確

でない。今回、議会は合併問題調査特別委員会を立ち上げようとしておりますけど、町長がおやりにならんから議会がやったんじゃないかなと思うんです。まあ、そういうことで私も参加しようと思っておりますけど。そういうことで町民の関心も盛り上がってこないと。まあ周辺は周辺だというふうな、今言い方をされましたけどね。熊野とか府中の町長が今年度中に結論を出すんだというふうな明言をされると、町民もやはりどうするんだということで、議論が盛り上がってくると思うんです。私はいつもそういうことを唱えておりますけどね。まあ、4年ほど先に結論を出そうかというふうなのんびりした考えでは町民の議論も盛り上がらないというふうに私は考えます。その点で、再度その点をお聞かせください。後は議会の方でしっかり頑張らなしようがないかなと思いますな。

それから、広報につきましては、まだ町長、どうもご理解いただけんような感じがするんですが、出せばいいと、読むのが務めだと、関心のあるところは読んでくれという考え方ではいかんと思うんですよね。出した者の責任として、読んでもらえる町広報を出すのが、出す者の責任だと思うんです。私、いろんな経験しておりますけど、米軍はいい教範をつくっておりますよ。教育法という教範をつくっておるんです。私も教育法の教官をやったことがありますけど、素人でも教え方を教えられる教範なんです。その中に話し方というのがあるのですが、例えば具体的にできとるんです。参考のために申し上げます。教官が時計を見るなど、時計を見たら被教育者が必ず時間を気にしだして集中力を発揮して教育を受けられないというふうな言い方なんです。その中で結論として、幾ら立派なお話をし、教育をしても、被教育者が理解しなかったらそれは教えなかったのに等しいと、教えんのと同じだということを言うわけです。その点を僕はずっと強調しとるんですよ。広報を出して、出した出したって。これを出したから、これで町の責任は逃れるというのは間違いだと。出したのなら見てもらって、町民が理解していただくような広報を出さなかったら意味ない。予算がかかるからということをちょっと言われたんですが、だからまだまだ詰めていきたいんか知らんけれども、字を大きくしてお年寄りでも喜んで見れるような、見ようかという気持ちになるような見出しをつくる。写真もいっぱい入れる。見る気を起こさして、それを見て、町民の皆さんが理解してくれるものを出さなかったら出す価値がないということを言っとるんですよ、町長。そういう理解がないと広報を出す意味がないんです。だから、あえて取り上げたんです。今まで小さな文字で取り上げとって、つくって、広報に出しました、広報に出しま

すということで町は責任を逃れようとしておられるから。そうじゃないと。つくるほどなら町民が喜んで、しっかり見て、しっかり理解してもらうようなものつくらな意味がないと。たくさんたくさん書いて、読まなかったら紙くずだということなんです。その点の考え方をもう一度お聞かせください。

それから、駅のエレベーターですね。これ、いろいろ私も勉強しました。そんなに金のかかる問題ではないですね。1基何ぼするんかということを聞いてみてもいいんですが、時間がないから申し上げます。エレベーター1基駅につけると、1,850万円。4基で4,700万円ぐらいですか。そのうちで国の補助が3分の1。町が助成をしようとすると起債を起こすことができる。これが3分の1。JRが3分の1。すると2,400万円ぐらいですかね。それを15年で償還するとすると、1年百数十万だと思うんです。財政の問題で難しいことは言えないと、できると。後はJRとよく協議をすること。JRは努力義務があるんですよ。これが施行されてからね。既存の施設、今あるような施設を新しくつくるときは絶対に義務があるんですね、バリアフリーの。エレベーターをつけたりエスカレーターつける。今あるものは努力義務。努力義務を強調して自治体が今のJRと協議をして、つくることができると。不可能ということはないんですね。法を研究したり、いろんなことを尋ねてみますと、できるんです。15年ぐらいで今の駅ができるのかなということをちょっと、もう一度答弁を、その点を聞きたいんです。答弁してください。私は30年ぐらいかかるだろうと言うとるんです。今いろんなものが、15年かかると言うとなら必ず倍ぐらいかかっておる。それから、1日5千人以上の乗り降りがあれば可能だということも示しております。だから十分に可能性があるということだから、町長、あと15年したら町長は九十何歳じゃないんですかの。私でも15年したら生きとるかどうかわからんような状況だから。たとえ15年でできるとしても、これをやらなかったら。ついでに言うときます。町長の選挙のときの立候補の公約があるんです、この中にね。いいことを言っとられますよ。「いたわりと安らぎのある地域社会づくり」ということなんです。いたわりがあるのかなということになりますので、もう少し真剣に考えて、やろうというような意欲でご答弁をお願いしたい。期待をします。お願いします。

もう一つ、教育委員会は責任があるんですよね。学習指導要領に基づいて学校は国旗を掲揚し国歌を斉唱するように指導するものとするということを学校に責任を押しつけておる。教育委員会はそれをやらす責任があるんです、学校を指導する。ありますね。

そういう中において、大部分が歌ってない、ごく一部かなというようなことではいかんと思う。僕は新入生の真横において見とった。新入生は一人も歌ってないんですよ。青い顔して異様な顔つきをしております、それでおかしいなと思うのは、まあ、その方はないと思いますが、教育長がしっかり指導しておられるからね。入る前に先生が歌うなと言うたんじゃないかなと疑うところもある。そういうことはないとおっしゃるけどね。だから、そこらんとこはしっかり把握されて、しっかり指導していただきたいと。

それから県には、教育委員会に確認したんですよ、100%歌っておるというふうに報告を受けとりますということだった。そういう報告してないんですかね。しておらんなら県が間違えかもしれない。県には、結局、第2指導課ですかね、あそこへ聞き合ってたんです。そしたら、100%斉唱しとるというような報告をしとるんじゃないですか。100%斉唱しとるという報告が来ておりますと言いましたからね。そういう答弁があるかなと思って期待しとったんですが、そういう報告はしとらんのですね。まあまあやっとするだろうと。そこらがいかんと言うんです。やっぱり真剣に考えて、ごく一部だと、新入生だけが歌わなかった、いいじゃないかということを経験していただけるから、何年たってもこの問題が解決せんのです。非常に重要な問題ですよ。教育委員会、教育長の責任ですが、その責任を感じておられんから、まあまあいいだろうということではいつまでたっても、いつまでたっても徹底せんと思う。そういうことで、今後どういうふうにするのかお答えをお願いします。

○議長（河野）町長。

○町長（加藤）初めに合併問題についてお答えいたします。ご心配をいただいております例の期限内にそういうことで間に合うのかと、こういうことが結論的には、これはもう17年3月の期限には間に合うと、こう考えておりますが、それだから、それに間に合えばいいかということではなくして、やはりこれから県も基本方針を定めますし、ただいま住吉議員の方から何か特別委員会ができるというようなお話でございます。そういうところで議員さんの皆さん方のお知恵をかりながら、やはり最終的には住民に不利益のこうむることのないような時期に、我々も合わせて一緒に検討してまいるわけでございます。そういうことで、時期的にはそれが13年4月30日でなければできないと、こういうことでなくして、遅くともそれまでには方向を出さなきゃなりませんし、結果によればもっと早くなるかも、これはわからんと思います。これも議員の皆さん方の、また検討委員会のご意見なども踏まえながらしっかりと進めてまいりたいと、こういうふう

に考えておるわけでございます。

その他につきましては、またそれぞれ担当の方からご答弁申し上げます。

○議長（河野）企画課長。

○企画課長（木原）続いて、読まれる広報紙づくりということでお答えいたします。議員ご指摘のように、読まれる広報紙づくりという意味合いでは、若干の反省を込めまして、先ほど町長が答弁を申し上げましたように、行政と町民の方々と情報を共有しながら紙面づくりができたらということで、住民の方々の参加・参画をいただく広報ボランティア組織をできたらつくっていききたいと、そして紙面の改善、また住民の視点に立った広報紙づくりをしていきたいというふうに考えております。

○議長（河野）都市整備課長。

○都市整備課長（朝倉）まず、連続立体交差事業が15年でできるかということでございますけれども、県の見解とすれば、完成は平成20年代半ばということで目標の年次を設定されております。これに従って我々は、スクラムを組んで進めていくしかないというふうに考えています。

それからエレベーター、現況のものにエレベーターを設置できるのではないかとということでございますけれども、少し連続立体交差事業の工程についてご説明をまずさせていただきます。工事が始まりますと、一番最初にできるのは呉線の仮線でございまして、これをまず動かしまして現在の呉線の上り及び下りのところにそのままの形で、上に上がる形で連続立体交差事業が、本体ができてまいります。したがって、せっかくつけてもすぐにのけてしまう。こういった切替え工程は7回ある予定でございまして、したがって、しょっちゅうエレベーターをつけかえていくような変な話になります。したがって、現在JRさんと具体的に協議しておりますのは、仮線が始まったとしても、例えば山陽本線と呉線の下り車線につきましては早目にできてまいりますので、2階までの話が出てきますので、中間面でもエレベーターが恐らく使えるようになってくるだろうと。ですから、そういった本格的な事業に合わせて手戻りがない形、しかも、できるだけ住民さんの利便性が図れる形で一日も早く対応できないかということで、現在協議を進めているところでございます。

○議長（河野）教育長。

○教育長（李木）国歌斉唱につきましては、先ほどご答弁申し上げましたが、県教委の報告には具体的に斉唱の仕方そのものについての報告をするようにはなっておりません。

したがって、斉唱したかどうかということの報告をするようになっておるわけですが、その中で、反省を込めて、斉唱の声が十分でないということをつけて我々が報告しておるところでございます。したがって、現状に満足しているわけではございませんで、指導要領の趣旨に則って、斉唱がさらに現状よりはその趣旨に則ったあり方になるよう、私どももいろいろと校長と連携をとりながら指導をしておるところでございます。これについてはさらに一層指導していきたいと考えております。

ただ、近隣の中学校等あるいは近隣の高等学校等の卒業式・入学式に特に参加することもございますが、年齢が高くなるに従って声量が落ちてくるという傾向はあるようでございますが、近隣の中学校の中にもかなりの声で歌っているところもあるというふう聞いておりますので、今の現状に満足することなく指導していきたいと考えております。

○議長（河野）住吉君。

○13番（住吉）後のところはみんないいんですが、エレベーターのことにつきまして、エレベーターは、まあそういうことで、もっと早くなるというふうなことで、大変うれしい答弁をいただいた、ありがたい答弁をいただいたと思うんですが、できるだけ早くやる方法で、町長はいつも、あそこは海田町の表玄関だ、顔だというふうに言って表明しておられるわけですが、海田町に降りたとたん、この町は本当に冷たい町だなと、そういう高齢者とか体の不自由な方に対して冷たいなという感じを受けるんですよね、今の状況だと。だから、そこらをいろいろ創意工夫されて、一時も早く、一部分でもいいですから、できるところから早くやっていただきたい、要望しておきます。終わり。

○議長（河野）4番、桑原君。

○4番（桑原）4番、桑原でございます。今回は、大きな問題点として3点ばかりお願いしたいと思います。

その第1点、財政問題についてでございます。（1）第3次海田町総合基本計画、これ2001年から2010年の10年計画の実行に当たって、基本計画の期別・費目別の予算配分、ウエートでございますが、これについての考え方並びに財源確保の見通しはいかがでしょうか。（2）海田市駅南口土地区画整理事業並びにこれと一体的事業であるJR連続立体交差事業、同関連道路整備事業に係る長期年別資金運用、同資金繰り表を示されたい。また、その財源確保についての見解いかん。（3）最近再浮上した中心市街地活性化事業について、その後の進捗状況並びにその事業期間、予算の規模等は

どのようなになっているのか。また、中長期的年別資金運用表、同資金繰り表を示すとともに、その財源確保についての見解を尋ねる。(4) 中長期的な視野で、より正確なコスト把握を行うため、自治体が自ら財務諸表、バランスシートでございますが、これを作成する動きが急速に広がっております。海田町におけるバランスシート導入に係る検討事務の進捗状況とその実施見通しについて尋ねるものでございます。

大きな2番、教育問題についてでございます。国は新学習指導要領への移行のもとで、教育内容を大幅に削減し、学社連携による学校外活動の充実を図るとして、予定より1年早く、小・中学校は2002年度から全面的な週5日制導入を図ることにしております。そこで(1) 週5日制の導入について町長の見解を尋ねます。また、総合的な学習の時間、総合学習と言われているものでございますが、この導入についてはどのように考えておりますか。(2) 従前より休日の過ごし方をめぐって関係者から指摘・表明されてきた問題点や保護者の不安を増幅することにつながらないか。(3) 2000年度からとられている移行措置の実施状況はどのようなになっていますか。

大きな3番、会計事務管理についてでございます。これは、今日、町長からの行政報告にもございましたが、公共施設の連続盗難事件の関連でございます。その(1) 町の機関・施設における現金等の保管状況はどのようなになっているのか。

(2) 要求監査の実施結果とその対応措置について問うものでございます。(3) 関係職員の賠償責任、これは上記2問との関係もございますけど、地方自治法第243条の2との関係についてはどのように処理されたのか。(4) かかる事件の再発防止のための具体的な措置いかん。以上でございます。よろしくお願いします。

○議長(河野) 町長。

○町長(加藤) 桑原議員ご質問の1点目・3点目につきましては私から、2点目につきましては教育委員会から答弁をいたします。

財政問題のご質問についてお答えします。1点目の第3次海田町総合基本計画の実施についてでございますが、第3次海田町総合基本計画は、2010年を目標年次として21世紀における海田町のまちづくりの基本理念や方向、主要な施策などを明らかにしたものであり、町のまちづくりの基本的な方針であります。

現時点で取りまとめている全体事業費は約760億円となります。費目別という取りまとめ方はいたしておりませんが、基本計画の部門別計画における各章ごとの事業費は、第一章「一人ひとりが輝くまちづくり」では約110億円、第二章の「健康で安心して

暮らせるまちづくり」は約５０億円、第三章「安全で快適なうるおいのあるまちづくり」では約２９０億円、第四章「環境にやさしいまちづくり」では約３０億円、第五章「にぎわいと交流の基盤を備えたまちづくり」では約２７０億円、第六章「活力ある地域経済をはぐくむまちづくり」では約１０億円となっております。その中から、その重要性や緊急性、また計画の熟度などを勘案した上、中期財政見通しを立て、その中でできる事業について３年間の実施計画を策定いたしております。また、この実施計画は毎年ローリングをかけ、限られた財源を有効に執行できるように努めてまいります。

２点目の、区画整理事業、連続立体交差事業及び関連街路整備事業に係る資金計画等についてでございますが、これらの事業費は、国の補助金や県の予算により事業期間等が左右されることから、連続立体交差事業及び関連街路整備事業につきましては、事業認可についての関係機関協議が整い、事業期間等のめどがついてから公表すべきであると考えております。区画整理事業につきましては、ピーク時である平成１７年度に約２３億円、平成１８年度に約２０億円の事業費が必要になってまいります。

３点目の、中心市街地活性化事業についてでございますが、駅南口の商業ゾーンの具体的な活用方策や大規模商業施設の誘致等について民間活力の活用を図るため、ＴＭＯの設立に向けて商工会と協議を行っているところでございます。

また、このようなまちづくりを進めていくためには、リーダーとなるべき人材が必要であることから、幅広く人材を求めているところでございます。商業活性化に係る事業につきましては、ＴＭＯが設立されれば昔のにぎわいを取り戻すための具体の事業が明らかになるものと期待をいたしているところでございます。なお、事業費でございますが、市街地の整備に関する区画整理事業や連続立体交差事業等で、現段階で約４６０億円を予定しております。

４点目の、バランスシート導入に係る検討事務の進捗状況と実施見通しについてのご質問でございますが、平成１２年３月に旧自治省から、地方公共団体の総合的な財政分析に関する調査研究会報告書により、試行的なものながらも、バランスシートの全国的な作成基準が示されました。本町におきましてもこの作成基準によりデータの入力を済ましたところでございます。現在最終的な分析作業を進めており、早い時期にバランスシートの公表をしてまいりたいと考えております。

会計事務管理のご質問についてお答えします。１点目の、施設使用料、複写機等使用料等の公金は極力早期に出納室あるいは金融機関に納付することにしております。また、

公民館等における講座の運営費や教材費の一時預り金につきましては、速やかに金融機関に預金をしております。しかしながら、つり銭を始めとしてどうしても現金を保管しなければならない時もあり、金庫あるいは鍵のかかるキャビネットに保管することにしておりました。なお、施設によって金庫を配備していないところもあったことから、今回すべての施設に金庫を配備したところでございます。

2点目の要求監査と3点目の賠償責任については関連がありますので、あわせてお答えをします。現在、盗難に遭った部署に属する職員の過失の有無について調査中であり、調査の結果、過失があると認めた場合は、地方自治法第243条の2第3項により当然監査委員に対し監査をお願いすることになり、その決定に基づいた処置をすることになります。次に、4点目のご質問についてでございますが、各職員への公金等の取り扱いについて通知を行うとともに、海田警察署長に対し公共施設へのパトロール強化の要請、また、当面の対応策としての職員による夜間パトロールの実施、金庫の配備を行い、対応しているところでございます。職員に対して、公金等の現金は早期に出納室に引き継ぐ等、手元に置かないことをさらに徹底をさせてまいります。また、機械警備システムの導入により安全管理体制を整え、盗難防止に努めてまいりたいと考えております。

2点目につきましては教育委員会から答弁をいたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（河野）教育長。

○教育長（李木）教育問題のご質問についてお答えいたします。初めに、学校週5日制の導入についてでございますが、学校週5日制の主旨は、学校・家庭・地域社会全体で子どもたちに生きる力をはぐくみ、健やかな成長を促すことにございます。本町といたしましては、土曜日や日曜日を利用して、家庭や地域社会で、子どもたちが生活体験や自然体験・社会体験・文化スポーツ活動など様々な活動や体験をしていくことが重要であると認識しております。学校教育や社会教育のあらゆる場において、児童・生徒・保護者・地域の方々に対して、その意義について今後とも広報、啓発活動を進めていきたいと、こういうふうに思っております。また、総合的な学習の導入につきましては、本町におきましては既に平成11年度から、来年度14年度の全面実施に向けて教育研究を重ねてきているところでございます。

続きまして、休日の過ごし方についてでございますが、学校週5日制につきましては、

現在各月の第2週及び第4週の土曜日に隔週で実施されておるところでございます。子どもたちは、それぞれ家庭及び地域の実態に即して様々な活動を繰り広げておりまして、休日の過ごし方について保護者の不安の訴えは特にございません。来年度から、完全実施により休みが毎月2日程度ふえるということになりますが、子どもたちの生活はこれまでと大きく変わることはないというふうに考えております。したがって、保護者の休日の過ごし方についての不安につきましても、増幅することにはならないというふうに考えておるところでございます。

続きまして、移行措置の実施状況についてでございますが、本町の小・中学校では文部科学省が示しました移行期間中における学習指導に基づきまして、実施しておるところでございます。道徳及び特別活動につきましては、新学習指導要領によって既に指導しております。他の教科につきましても、全部または一部について新学習指導要領によって指導を進めております。また、総合的な学習の時間につきましても、各学校がこれまで取り組んできました教育実践や児童・生徒及び地域の特色を生かして、テーマを設けて取り組んでいるところでございます。以上でございます。

○議長（河野）桑原君。

○4番（桑原）再質問させていただきます。1番の財政問題について、（1）の総合基本計画の問題でございますけれども、この前から基本計画については重々検討会、全員協議会か何かで検討を重ねてきたわけでございますけれども、この質問に対する回答が私の思っていることとちょっと食い違っているようなので、再度お尋ねするわけです。

今、町長の方から回答がございましたけれども、確かに基本計画を支える三大基軸があるわけでございます。快適環境都市・安心健康都市・交流拠点都市。それで、今お話がありましたように、まちづくりの5つの基本方向ということについて、部門別に金額的なこともおっしゃったわけです。さらにその細部に、施策の方向と計画の推進という32項目、これが実際には予算の目に当たるといいますか、それに当たるものだと思うわけです。それで前回の、前々回ですか、基本計画の最終決定時点で質問申し上げたわけですが、この3つの三本柱が、図では確かに三本柱になっているんです。だけど、その32項目から分析しますと、これは一本なんです。要するに、柱が3つになっているんですけれども、この前、企画課長ですか、色分けをしてもらって、その32項目を柱別に分析したわけです。そうすると、32項目のうち、何と28はみんな重なっているわけです。単独ではなくて28も重なっておれば、もう、1本の柱と同じです。

ね。

そうということで、町長が今おっしゃったように、部門別にどういう予算科目に対して幾らぐらいの配分とかどうということが、今の基本計画の柱の上から、1本の柱ですから部門別にはわからないわけですね。その辺はどう考えておられるのかというのが聞きたかったわけです。例えば快適環境都市、これグリーンで色分けなさっていますが、それは32項目の1項目だけが単独なんです。それからイエローで分けた安心健康都市、これも1項目だけが単独項目になっておるわけ。それから交流拠点都市は2項目だけ、この4項目だけが柱になってるだけで、あとは皆ごっちゃなんですわ。3色混合のところもあります。それで2色がこう重なっちゃってるもんですから、ちょっとおわかりいただいたかと思うんですけど、32項目中28はみんな1本になっとるわけですよ、重なっちゃって。それでいて、部門別にどうだこうだと、予算配分がどうといったって、我々聞いてもわからないわけですよ。その辺はどうなっているのかということをお話を聞きました。

それから(2)の海田市駅南口土地区画整理事業とこの関連事業についての資金繰り表なり運用表を出して示されたいと申し上げたわけですけど、いろいろと進捗状況によってははっきりしないとわからないとおっしゃるんですけども、金額もわかり、大体年も今の計画でわかっているわけですから、資金運用表なり資金繰り表、その範囲で書けば、今日佐中議員がおっしゃったようなことがはっきりしてきます、これ。民間企業でも、ある事業をやる場合には必ず資金繰り表とか資金運用表を作成するなんて当たり前のことなんです。これをやってみますと、今まで午前中に質問があったようなことが鮮明に出てくると思うんです。どのぐらいの資金が足りない、これ無理だということが。そういうことの意味合いから、資金運用表なり資金繰り表をつくってくださいということをおっしゃっているわけです。

それから3つ目、中心市街地活性化事業でございますが、TMOの問題がまずあるとおっしゃった、そのとおりです。そうしますと、TMOの、結局、商工会との関係と、要するに商工地区の繁栄といいますか、商業の活性化ということを主体に今お話しになったわけですけど、そうすると、2番の区画整理事業では、ほとんどが赤い商業地になっているわけですよ、今の区画整理事業が。この辺との関係はどのようにすり合わせをなさって、区画整理事業と市街地活性化事業との調整をなさっているのか。その辺をお聞きしたいと思います。

それから、(4)の企業会計の導入による財務諸表、バランスシートの導入もその一環と言われているわけですが、最近、成果志向といいますか、自治体経営の目標として自治体の事務事業評価システムという導入が盛んに行われているわけです。海田町はこれについてどのようにお考えなのかどうか。

それから大きな2番、教育問題でございますけれども、今の説明がございましたように、学校週5日制、それで教育改革等については、制度の改正もさることながら、長年培われてきました社会の仕組みなり受け入れ体制なり、数年とか意識改革を行わない限り、そういう学習の展開方法や地域の協力関係等をめぐって、教師との戸惑いもあって、推進体制や方法についてかなり時間がかかるんじゃないかというように思うわけですが、先ほどおっしゃったような、保護者なり心配があるというようなことを申し上げたわけですが、ものの本なんかを読みますと、休日の過ごし方をめぐって、まず塾通いが増えるとか、家庭や地域の文化環境によって格差が拡大するんじゃないかとか、授業や学校行事にしわ寄せが来ると、そういったこと。で、養護学校の生徒の家庭負担が増大する、6日制の私立大学との学力差が広がるというような、そういう問題がかなり言われているわけです。今申し上げたように、不景気なときであるから、なお一層そういうことについて、制度の改革は改革なんですけれども、それを受け入れる側の社会とか何かのそういう点をはっきり見通しがつかない限り、ちょっと疑問が生じてくる点もあるんじゃないかということを申し上げたかったわけですから、まあ、海田町の関係者の方の動向、父兄の方の意見等については余り、動揺といいますか、そういう点では問題がなかったように、今、回答がございましたけれども、そういうように思われた理由です。ね、何かの会合か何かでそういうことをお聞きになったのかどうか。全国的な話では、そういう、いろんな今申し上げたような不安なり問題点が指摘されているんですけど、海田町だけは全然そんな問題は今のところ見当たっていないというのが、それだけにちょっと心配なんですけれども、その辺はどうなってるんでしょうかということですよ。

それから、3つ目の会計事務管理でございますが、連続盗難事件関係で、現金の場合は、もうご案内のように、交通事故の車の破損とかそんなもんじゃないんですね、これ。職員の損害賠償責任というのは、今までもここの議場でもいろいろ問題になりましたけれども、物と現金では全然違うわけです。それはもう言わずもがなだと思うんですけど、地方自治法第243条の第2で、現金の場合は故意、過失なんです、軽過失も入るんですよ。だから、もうほとんど、現金を亡失したような場合には弁償責任にかかってく

るということなんですけど、今調査中というもの、もう少しそういうことについては早く監査の要求をすべきであるし、対処すべきだと思うんですよ。この前、全員協議会の席で報告があったわけですから、もう損害を生じたと町長はお考えなんですから、すぐその場で、調査をするというのじゃなくて、損害が生じたという報告を受けたわけですから、監査の要求をすべきじゃないですかね。その辺、今後どういうように考えておられるのか。ただ、今調査中だからというんじゃないくて、当然全員協議会で説明をなさったんですから、監査の要求をしてしかるべきだと思うわけです。

それと、今申し上げたように、故意、軽過失でも現金の場合は弁償責任を生ずるということになってるわけですから、金庫をそのまま持って逃げられたなんていうのはとんでもない話なんです。それはもう、よく判例なんかであります。金庫の中に手提げ金庫を入れた場合には軽過失か重過失なのかという問題もあるわけです。それぐらい問題が問題なのに、手提げ金庫を放置したまま持って逃げられるというのは、私の判断では弁償責任が生ずるんじゃないかと。故意重過失のうちで、に当たるかどうか知りませんが、軽過失であっても軽過失だと書いているわけですから、法令上そうなっているわけですから、当然弁償責任が生ずるんじゃないかと思って質問したわけです。だから、どちらにしても敏速に対応しないとイケないんじゃないかというように思います。その点についてどうお考えですか。

○議長（河野）暫時休憩します。再開は２時３０分。

~~~~~○~~~~~

午後２時１８分 休憩

午後２時３０分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（河野）休憩前に引続きまして、本会議を再開いたします。一般質問を続行いたします。桑原議員の再質問に対する答弁から行います。企画課長。

○企画課長（木原）それでは、３次総合基本計画の色分けについてご説明をいたします。

３次の総合基本計画を立てるに当たりまして、将来の都市像といたしまして、「人と地域が輝くひまわりのまち・海田」という大きな都市像を掲げ、それに基づく３本の柱を立てたということですので、その３本の柱は必然的に１つの都市像へ向かって一本化をされていくという意味合いで、そういう意味では一つの事業が端的に項目で終わることではなくて、ふくそうする部分も出てくるというふうにとらえていただきたいと

思います。

それから、項目ごとによる予算配分はどうかということですが、これにつきましても3カ年の実施計画を予算と絡めながら検討して、明らかにしていきたいというふうに考えております。

○議長（河野）都市整備課長。

○都市整備課長（朝倉）連続立体交差事業及び関連街路に係る資金計画についてご答弁申し上げます。現在事業主体である県及び広島市とJR西日本との間で資金計画について協議中でございますけれども、確定したものではございませんので、現段階では公表しかねておるところでございます。

○議長（河野）区画整理事務所長。

○海田市駅南口区画整理事務所長（永海）中心市街地の活性化の件につきまして、いわゆる区画整理事業区域の商業の活性化とTMOとの関連でございますけれども、現在私どもが地元の方にお示しをしております土地利用計画図というのは、これは町が考えておるものでございまして、これから地権者の方々個々に、商業系としてお使いになられるのか住宅系としてお使いになられるのかというふうな土地利用意向調査を行った上で、ある程度商業系としての土地利用の広さが把握できた段階で、地元の地権者の方あるいは商業者の方あるいは商工会等を交えて、その区画整理事業区域の商店街の再生であるとか、大型商業施設等の誘致についての話し合いをさせていただくようなことになろうかと思っております。そうした場合に、そういったものを実現していくための一つの方法として、TMOという民間の組織がございますので、これもできるだけ早い時期に設立できるような方向で協議をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（河野）企画課長。

○企画課長（木原）もう一つ、行政評価システムの導入についてということでご質問をいただいておりますけれども、本年度行政評価システムを研究するということで、現在調査をしております。広島市も約3年をかけまして検討を重ね、14年度から導入をとというような時期に来ておると聞いております。現在、国におきましても、この行政評価システムの取り扱いについて、各県及び各市町村に対して呼びかけはしておりますけれども、まだ不確定な、評価の仕方のまだ統一性ができていないというような点もございますので、十分事業を見ながら検討を重ねていきたいというふうに考えております。

○議長（河野）教育長。

○教育長（李木） 5 日制に関する保護者の方の不安はどのようにして把握しておるのかと、気持ちをどのように把握しておるのかとか、あるいは新しい教育課程の改定に向かって本当に大丈夫なのかというような再質問でございましたが、実は平成 10 年度から、海田町におきましては教育実践研究奨励事業というふうなものを立ち上げまして、新しい教育に向かつての先進的な取り組みをしておるところの情報を得たり、あるいは実践的に学校が取り組んでいく核になる学校を定めまして、実践的に研究をしましたりして、その成果を各学校へ敷衍しておるところでございます。そういう中で、新しい教育に向かつては早くから取り組んできておったということがまず 1 点ございます。

それから、平素のそういう学校の取り組みに対しまして、P T A の参観日でありますとかあるいは学期末懇談でありますとかという席で、保護者の方から、これに対する方向性あるいは 5 日制に向かつての不安材料というふうなものが提供された例がないということがございます。それから、そういう情報につきましては、定例の校長会等が毎月持たれておりますので、その中で情報を得ておるところでございます。特段大きな調査はしておりませんが、安芸郡の P T A の連合会の研究会が本町でございましたが、そういう中でも先進的な、体験的な取り組みでありますとか、心の教育につながる活動等が新しい教育の方向でございますが、そのことについても取り組みを非常に評価されておるところでございます。そういうふうな視点から考えまして、まず不安材料はなかろうと。それから、公民館等におきます諸事業につきましても、先般の I T の設置あるいは「子ども放送局」の問題にいたしましても、5 日制完全実施に向けての展望を持った取り組みでございまして、そこらあたりの事前な取り組みも、そういう面で効果を上げているのではなかろうかというふうに解釈しておるところでございます。

○議長（河野）総務課長。

○総務課長（上條）要求監査を迅速にとの再質問でございますが、今回の盗難事件は 4 回も続けてありました。それぞれの事件の比較をしながら、過失について慎重に調査しておるところでございますので、時間がかかっているという原因になっております。

○議長（河野）桑原君。

○4 番（桑原）再々質問をさせていただくわけですが、基本計画は、論理学の話をしているわけじゃないんで、言い訳的なことをおっしゃったんで、もう結構でございます。要するに、考え方を十分把握なさって、現実の予算配分に見合うような計画を立ててもらいたいということです。それがまず第 1 点。まあ、それは結構です。

それから、2番目の土地区画整理事業についてでございますけれども、現に区画整理事業計画が今あるわけですけど、これは十年一昔前につくったものをそのまま使っているわけですよ。更正されてないでしょう。10年前につくった現在の事業計画を、先ほど来いろいろJRとの一体化、一体性がどうだのこうだのという問題があったり、財政上の問題があったりして、将来何年先にできるのかわからんわけですよ、これ今。住民はもう皆反対しているわけですから、いかないわけですよ。10年前の事業計画を何十年かかるかわからんわけね、先のことを見通した場合に、果たして今事業計画になっている社会経済環境とこれに書いてある商業立地、これ、みんな真っ赤ですわな、商業地域ばかりじゃないの。これが何十年先になるかわからんときに、適合するかどうか、それ、だれもわからんでしょう。10年前につくった事業計画でもって何十年先になるかわからんことをやったって意味がないじゃないですかということなんですよ。それ、どうするんですか。何十年かかるかわからんのに、やったって意味がないじゃない。これ、商業地域で入るかどうかかわからんですよ。これ、商業地域だといって、先ほど中心市街地活性化法、活性化事業との関係もあるんでしょうけども、今広島市に地下街ができたり、もうどんどん、商業立地とか何かが変わってるわけですから。何十年なる先がわからんものを、このとおりに行くかどうかというのは保証できないということですよ。その辺はどう考えているんですか。ただ、「やる、やる」と言うだけでは、町民に莫大な税金を課してやっても、みんなむだになりやしないかということですよ。しかも83%ですか、今の状況。83%の町費でやるわけですよ。全国的に見れば、83%ぐらい国費でもって補助金を出してもらってでさえ、倍ぐらいの財政負担をしているわけですよ。町がもろに80%以上のものを町民に課するわけですから、それで、しかもいつできるかわからん、それで今の事業計画は一昔前につくったもの。それが実現したって、この事業の目的が達せられるかどうか全く保証ができないじゃないですか。その辺はどう考えてるんですかということをお願いしたいわけです。ただ、やるというだけじゃしょうがないじゃないのということをお願いしたいわけです。その辺、どうお考えですかということ。

それから、資金繰り表とか資金運用表というのは、まだ不完全だからどうだのこうだの、町でつくればいいじゃないですか。先ほど来言っているように、期間もわかります、金額もわかってんだから、今の現状のままでつくってみたらいかがですかと言っているんですよ。それがはっきりしないからじゃなくて、それをすれば、いかにこの事業が無

理であるかというのがわかりますから、やってくださいと言ってるわけです。やりもしないで、まだこれは不確定だし、何かどうだこうだというのは、言い訳にすぎないと私は思います。やってごらんなさいよ、すぐに。わかりますから、これ。その辺をもう少し、もう一遍回答をお願いします。

それから、教育問題ですけれども、私が心配しているのは、今まで広島県というのは教育県としてトップクラスだったわけですね。それがどうしてそうなったんかわかりませんが、不勉強で申しわけないんですけど、何をもって教育県だということか定義はあると思いますけれども、もうびりから数えた方が早くなっているという、それが今申し上げたような、保護者なり関係者の不安材料としてなっているんじゃないかと。私も旧制を受けた人間の一人ですから、確かに記憶力、そういう教育一辺倒から理解力の教育というのは、わかることはわかるんですけど、そうしているうちに、国際的に見ても日本の教育というのはもう全く地に落ちてるというのもよくわかるんですけども、大それたことじゃなくて、広島県自体がこういう現状になったことについて、不安があると、私個人的にです。海田町はそんなことは全く、今、教育長がおっしゃったように、いろいろとPRを徹底して、ある機会を通じて理解をしてもらってるんだからというように話がありますが、私の気持ちとしては、やはり古い人間といいますか、そういう心配があるということの意見、具申ではございませんけど、この質問にかえさせていただいたということです。まあ、これ質問ではなく私の意見ですから、そういうことでございます。

○議長（河野）区画整理事務所長。

○海田市駅南口区画整理事務所長（永海）区画整理事業につきまして、10年前の事業計画ではないかということでございますが、道路公園等のそういった公共施設の配置につきましては、将来の駅南口のそういった土地利用を見越して配置をしておるものでございますので、これは変わることはないというふうに考えております。

それから、商業、いわゆるそういった商業地域について、先ほどもお答えいたしましたように、今お示しをしておりますものは町が考えておるものでございますから、今後そういう土地利用意向調査を重視しながらそういう地域設定をしていきたい。

それから、いわゆる事業については、町とすれば10年間でやっていきたいという目標をもって考えておりますし、そういう商業活性化については、商業コンサルタント等の専門家にも入っていただいて協議をしていただくような形になろうかと思っております。

す。

○議長（河野）都市整備課長。

○都市整備課長（朝倉）資金繰り計画表、やってみなきやわからないということですが、ですから、やってはおりますけれども、確定したものではないし、なお流動的なものがありますので、現段階では公表できないというふうに申し上げております。

○議長（河野）１０番、崎本君。

○１０番（崎本）１０番、崎本でございます。大きく２点だけ質問いたします。

第１点目に、財政と職員採用について。２０００年最後の一般質問で、人件費の比率が高いと質問いたしましたが、１０年度と１１年度の比較では１億１千万円の減少と答弁がありました。しかし、ごみ収集業務、給食委託業務など、またシルバー人材センター及び社会福祉協議会の人件費部分の負担金支出などを含めると、それ以上の支出があったと思いますが、その点どうですか、お尋ねいたします。

細い２番目の、昨年８月の広報かいたにより職員募集の広報がありました。今年４月に新規採用された職員は全員この応募資格が守られていますか、お尋ねいたします。

３番目に、これまでも職員の中途採用はされておりますが、これは町長の権限で行われたものですか、お尋ねいたします。

大きな２番目、選挙事務について。３月２５日に町議会選挙が行われました。立候補予定者には説明会で提出書類の用紙の配付を受け、その後、事前書類審査を受けておりました。そこで、次の点について質問いたします。

１点目、事前に書類審査などの手続をしながら、受付当日は大変手間取っております。そのため相当の時間がかかりました。選挙管理委員会は人員不足ではなかったか、お尋ねいたします。また、そのほかに理由があったらお尋ねいたします。

２番目に、投票日の前日に芸予地震が発生いたしました。翌日の選挙について町民に対して何の広報もされなかったが、選挙管理委員会として協議はされなかったか、お尋ねいたします。

３番目に、告示日になっても入場券が各家庭に配送されていませんでしたが、どのような理由があったかお尋ねいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（河野）町長。

○町長（加藤）崎本議員ご質問の１点目につきましては私から、２点目につきましては選挙管理委員会から答弁をいたします。

財政と職員採用のご質問についてお答えをいたします。1点目の人件費でございますが、10年度、11年度の決算ベースでは、人件費が1億1千万円の減少となっており、主に職員の減によるものでございます。委託における人件費はこの中には含まれておりませんが、委託における人件費の増額部分を含めても、人件費は約1億500万円の減となります。

2点目の応募資格でございますが、今年度採用した職員は9名でございますが、このうち8名が広報等で募集し、競争試験を実施して採用した職員であり、応募資格は満たしております。残り1名は、3月末日付けで退職者が出たため、急遽この資格によらず選考により採用いたしました。

3点目の、採用の権限につきましてでございますが、職員採用の方法としましては、地方公務員法第17条第4項により競争試験または選考によることとなっております。なお、職員に採用する任命権は、地方公務員法第6条の規定により、町長が権限を有するものでございます。

それでは、2点目につきましては選挙管理委員会から答弁いたしますので、よろしくお願いします。

○議長（河野）総務課長。

○総務課長（上條）選挙事務について。1点目でございますが、告示日当日は、くじを引いたり、七つ道具の受け渡し等の確認や受領書の受理等がありますので、時間がかかった面があるかと思えます。事前審査をしていますが、どうしても時間がかかる部分がございますので、ご理解をいただきたいと思います。

次に、2点目のご質問でございますが、地震発生後、各投票所を見回り、翌日選挙が行えるかどうかの点検を行いました。一部被害はありましたが、点検の結果を選挙長に報告し、協議の上、翌日選挙を行うのに支障はないと判断をいたしました。町内放送等の広報につきましては、地震発生後、不在者投票にもおいでになりましたし、翌日選挙が行われるのかどうかとの問い合わせもなく、行いませんでした。

3点目のご質問でございますが、投票が行われるかどうか確定していない時点で入場券を発送することは、有権者に対し混乱を来すことになるとの県選挙管理委員会の指導がありまして、告示日前に入場券を発送することはできません。また、当日は祝日で、郵便局での通常郵便の配達業務が行われなかったため、翌日からの配達となりました。

○議長（河野）崎本君。

○10番（崎本）わかったようなわからんような説明ですが、第1点目ですが、町長は、私がやった2000年最後の質問で、答弁にこう言っておられるんですよ、「本町では人件費を引き下げするため、これまでごみ収集や小学校の給食等の業務コストの低い民間に委託し、また事務管理、事務の合理化を図るためOA機器や電算の自己導入を始めました。これで人件費のコストを下げました」というて書いてありますよ、答弁されてますよ。今の給食やあれは、今の人件費の削減には関係ないと言われましたが、町長の発言にはちゃんとここに載ってますよ、議事録に。言われたことはちゃんと自分の記憶に残しておいてくださいよ。「言うたことわかりません」と言われたらそれまでですが。今はやり言葉ですから。まあ、それはどうでもいいですが。それから、私が言うのは、人件費を下げる、何年までには10人下げますどうのこうの言われても、下がったらまた人間を入れておられます。それはわかりますよ、入れておられますのはね。私はここで、今入れておられます保護士とか、保育士とかああいいう職がなかったら全然こりゃどうもならん分はいいんですよ。いいです、町長、よう聞いてくださいよ。事務される方を、何で4月のあれで、3月やめるから、急にやめられたから、ここに受け付け期間がありますが、3月やめて急遽なぜ採用せんかった。そういう人間、技能があった人ですか。どうしても雇わにゃ、町の業務に差し支えありましたか。私はそこを聞いてますよ。いいですか、臨時職員をそのまま、どうやって入れられたかというのは再度聞きますが、臨時職員をそのまま本採用しておられるんじゃないませんか。応募資格も皆当てはまってませんよ。それ町長の権限でやるんじゃないったら、試験も何も要らん、そうじゃないですか。町長の権限で今臨時職員をいっぱい雇ったら、それを皆上げりゃあいいですよやない。町長、試験も何もせんでいいでしょうが。

それから、どういう経過で、どういうあれで臨時職員をこの応募資格に、いいですか、同じやるんなら臨時職員いっぱいおりますよ、応募資格に当てはまる。何で職員を同じ公平に上げられませんか。どういう選考の仕方でやられたか。これ、町長に聞きますからね、はっきり言うてくださいよ。まだ、再々質問がありますから。

3番目に、今まで職員、中途採用されましたね、まあ、2番目の質問と同じですが。これは町長権限で職員を皆雇う権利がある。今言われました。町長はそういう権限をどのような形で、どのような選考委員会にかけて今までやられたか、お伺いいたします。なぜかという、町長は何年か前、消防職員の問題で新聞をにぎわして、そのときに町長自体が悪かったと反省して、給与を減給までしておられますよ。その反省点と結びつ

けてちょっとお伺いいたします。

次、選挙事務についてですが、私はいいですよ、そのくじ引きや何だかんだあって遅れたのは。私ももう4回選挙をさせていただいております。4回やったが、このたび1時間長かったんです。毎年どんだけ時間が、毎年毎年選挙があつたらいいませんが、4年に1回選挙をやって、4年に1回そんだけ時間がかかったらいいませんよ。このたびは倍かかってますよ。ほうやから聞いてますんでしょ。何か選挙の不手際があつたか、その反省点を聞いていますよ。それは、過去ずっと選挙をやって、こんだけ時間がかかったというならわかりますよ。同じ20人か21人、22人か選挙をやって、同じ書類審査を受けて、1時間も何ぼも倍も時間がかかったちゅうことは、そこに何か欠陥があるでしょうが。それを聞いてますよ。

2番目、芸予地震があつて、何にもなかったからせんかった言うて、そういう態度はないですよ。芸予地震があつたが、何も変わらないから選挙にはぜひお願いしますと1回ぐらい放送したらどうですか。その態度がいけないでしょうが。何にもなかったから、皆さんもそうですよ、この前の委員会のときにでも、海田町は被害が少なかったから放送も何にもしなかった、見て回らんかった、もってのほかですよ、そういう答弁の仕方は。もっと個々に、人に物を言う、答弁の仕方を考えてくださいよ、失礼に当たりますよ。

3番目、告示日になって、入場券と書いたのはそれは悪かったか知りませんが、選挙権がある人ははがきが来るでしょう。何で前もってはがきが来ないのですか。今回初めてですよ。告示日の前の日でも来てますよ、今までは。あんた言われましたね、告示日じゃないから出されん言うて。そういうことがあるわけねえですが、そういう法律がどこにありますか。なかったら、あんた、事前の選挙ができんでしょうが、不在者投票があつたら、簡単にそれ持っていったらできるでしょうが、そういう手続ができるように法律でなつとるのに、何をうそを言われますか。それは5日前に来て、10日前に来て、それは法律には差し支えないですよ。どうですか、その点は。物の考え方でしょうが。5日前に発送したら、はがきを持って不在者投票に行ったら、すぐ手続が済みますよ。それは、なくても名前ほど言うてもろて、確認できたらやりますと言うけど、それはへ理屈ですよ。どうですか、その答弁の仕方は。お願いします。

○議長（河野）町長。

○町長（加藤）職員の選考による採用につきましては、その経緯につきまして助役から答弁をさせます。

○議長（河野）助役。

○助役（石原）先ほど町長の答弁でご説明いたしましたように、職員の採用につきましては地方公務員法第17条に規定されているとおりでございます。競争試験と選考による2つの方法によって採用することができることとされております。一般的には競争試験によるべきであろうかと思えますけれども、競争試験により得がたいと、よりがたいという事情がある場合について、今回選考試験を、選考をという方法によって採用したものでございます。その経緯を申し上げますと、ことし1月になって、結婚ということで退職するということが判明いたしました。それで、職員の今のいわゆる健康管理の状況、それから時間外の状況、そういういろんな状況を勘案したときに、臨時の職員をもってそれに当てることが適当かどうかということを考えましたところ、業務に少なからず支障が生じるであろうと判断いたしまして、選考委員会により選考をしたわけでございます。

○議長（河野）総務課長。

○総務課長（上條）人件費の軽減でございますが、これは11年度と12年度を比較したものでございまして、当然その前には電算とかいろいろあるわけなんです。11年度と12年度を比較しますと、学校給食費、社会福祉協議会、環境センター、それぞれの委託料の部分の人件費が500万円ほど増えておるというものでございます。

それと、過去選考により採用した例があるかないかということですが、過去10年間はありません。

それから、選挙についてでございますが、まず1点目に、非常に時間がかかったとおしかりのお言葉でございますが、前回と今回、選挙管理委員会職員、人数的には変わっておりません。前回経験しました職員に聞きましたところ、時間的にはそんなにかっては、前回に比べてかかってはないというようなことを聞いております。

2点目でございますが、地震のとき何もしなかったということでございますが、私も過去、阪神淡路とか鳥取西部地震とかいろいろ来ておまして、地震に対する心の準備というものの、当然しておったわけなんですけど、当日、地震対応しながら選挙もやったということもございまして、なかなかそこまで行き届かなかった面はあろうかと思えます。今後そのようなことがないように考えてまいりたいと思えます。

それと、入場券でございますが、入場券につきましては、選挙日前にチラシを各家庭にお配りしております。その中で、入場券がなくても不在者投票はできますよとかいう

ような注意はしておるところでございますが、なぜ告示日前に発送しないのかということとでございますが、県選管に問い合わせ、またいろいろ協議したわけなんですけど、事前に入場券を送って、例えば当日選挙が行われないかもわからないということも考えられますので、事前に送った場合、かえって混乱するんじゃないかということで、そのような指導を受けたものでございます。

○議長（河野）崎本君。

○10番（崎本）どう言うていいか、あいた口がふさがらんです。まず1点目ですよね、なぜその人が必要だったか、私がはっきり言いますよ、言われなかったら。一般事務の方でしょうが。はっきり答弁をお願いしてますよ。結婚してやめられた方はどこの何課におられたか、1点目。

その選考委員会で選考された職員は何課におられるか、2点目ね。

3点目、言わんでもええことを言っちゃったんだが、過去10年間選考委員会にかけて雇うたことないと言われたんです。このたび何で職員がそんだけ必要でもないのに、何で選考委員会までかけてその人を新規採用されたか、3点目。

4点目、選考委員会のメンバーを教えてください。なぜ町長権限で、今サラリーマンでもリストラに遭っていっぱいやめておるね。何で1人の職員が途中で結婚されたから、どういう、どうした業務に支障を与えるから、これを選考委員会にかけにゃいけん理由を、町長お願いします。そこまで、採用せんかったら海田町の役場が動かんかった理由。いいですか。10年間もせんでも、選考委員会かけても職員雇わんでも、後で調べてみますが、10年で途中採用された方が何人おるか、それ調べてみませんが、言われたのは10年間、過去に選考委員会にかけてまで職員採用はしてませんと言われましたからね。11年目にやられたことですよ。でしょう。町長、そこから、町長、3年か4年前か何年前か知りませんが、消防の職員採用の試験の問題で、管理者として新聞に物すごい出たでしょう。そのときに自分の給料を何分の1カットまでしてやられましたね。このたび、何で選考委員会までかけて、また不正疑惑があるようなことをせにゃいけんのですか。町長の真相をお願いします。わかります、町長、はっきり答弁をお願いしますよ。

それから、今の選挙管理委員会のあれですが、あなたはそう言われましたが、私も選挙に出ましたよ。今まで1時間で済んだのを、今度2時間かかりましたよ。私が8時半から受け付けをやったら、9時半には帰られるか、出陣式をやろうと。みんな集まってもらったって、9時半になっても10時にも帰っとらん、いっぱい皆言われますよ。

なぜ、警察へ書類を持っていかな警察が宣伝カーの許可をくれんからできんのでしょうか。何かの理由があったから遅れたんでしょうが。過去に比べ遅れてないと言うてんですが、みんな選挙をやっておられる。9時出陣式だった人もみんなおつてですよ。おたく言われても、そういうことは通用しませんよ。遅れた理由がありますよ。

それから、今のはがきですよ、選挙の。今までは発送したのに、このたびだけ何で選挙ができなかったから、何の理由で選挙ができないと思われましたか。芸予地震がもっと大きなのが来るからと思われましたか。そういうことではないでしょうが。今までどおりしたらいいでしょうが。今までも前もって送ってくるでしょうが。このたびだけ、何か理由があったから送ってこんかったんでしょうが。何か間違いがあったとか。そうでしょう、今まで送ってきちよるでしょうが。このたびだけ何で送ってこんのですか。それは、理由は何ぼでもつきますよ。ほんまはそうじゃないでしょうが。今までも同じ条件でしょうが、今までも送ってくるでしょうが。何の選挙でも、みんな送ってくるでしょうが。当日送ってくるようなもん、ありやしませんよ。うちらは、日曜日選挙じゃのに木曜日来たんですよ。そういうことが、正しい思うたかどうか知りませんが、もうちょっと反省点を、何かの理由があったから送られんかったんでしょうが。もうちょっと、その場しのぎの答弁じゃなしに、今からどうしたらええかいうて聞いちよるんですから、もっと親身がある答弁をお願いしますよ。

○議長（河野）町長。

○町長（加藤）選考採用のことについて、消防の問題を引き合いに出されてのご質問でございますけれども、消防はご承知のように、事件でございました。その中で私も責任が当然あるわけでございまして、言われるとおりに、報酬の減額もいたしました。ただ、それと同一されるような今回の選考採用ではございませんことは、はっきり申し上げておきます。疑惑を受けるようなことは、全く私はいたしておりません。今回の採用につきましては、町業務の全体の中でのペースを調整するということが基本にあって、行ったわけでございます。以上でございます。

○議長（河野）助役。

○助役（石原）議員の質問には個人のプライバシーにかかわる問題がありますので、その点は答弁を省略させていただきまして、なぜ採用したかというのは、当該採用職員の公務遂行能力があると判断して、上で採用を決定したわけでございます。

それから、選考委員会のメンバーは、私を委員長にして、教育長、収入役、総務部長、

福祉保健部長のメンバーで選考いたしました。

それから、必要性がないというふうにおっしゃいましたけども、任命権者は必要があったから選考によって採用したわけでございます。

○議長（河野）総務課長。

○総務課長（上條）選挙当日の受け付けの時間が長くかかったということでございますが、私どもとしては、そのように長くかかったという認識はございませんで、前回とそんなに時間は変わっていないと思っております。

それと、入場券でございますが、告示がありまして初めて選挙が成立するということでございます。告示日以降でないと入場券は送れないと。それと、入場券は選挙前日までに届けばいいような、施行法にもございます。そういう事情がございます。入場券というのは告示日前には発送してないということでございます。

（「……今までに何でやったのにせんかった、その理由があるでしょうがと言うて聞いちょるんでしょうが……」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）そのプライバシーでないところの理由。

（「みんなプライバシーじゃけん言われんいうたら、何もプライバシーじゃけん言われんいうでしょうが……。」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）ちょっと崎本君、発言を許しますから。立ってはつきり。

○10番（崎本）私も個人の名前を出したり、職場で出したら、個人のプライバシーにかかわるから私黙っていますよ。なぜそこに必要じゃったか、その理由などを述べなさいや。プライバシーで何もできんいうたら、私は皆公開しますよ。私も人間じゃから、プライバシーの問題があるから、黙っていますよ。書類は皆そろえてますよ、ここへ、名前。なぜ、その人が何が必要だったか説明を求めますと言うとるでしようが。それがプライバシーの問題ですか。もうちょっと物事を、さっきから言うでしようが、親切に物事を言いなさいと。それ、町長もそうですよ。間違えることを町長がやるわけないでしようか。間違いみたいな疑惑を持たれんような町政をしなさいと言うちよるでしようが。その答弁の仕方は何でしようか、町長自らが。ないようにしなさいと言うちよるのに、間違いないと確信しておるとかやっちょるとか冗談やないでしようが。注意しなさいと、こっちがさっき言うちよるでしようが。そうやないですか。

○議長（河野）助役。

○助役（石原）先ほどから申し上げておりますように、任用権は町長の専権でございます

て、一般的に採用試験等を行った場合に、その経過等については公表するようになっておりません。

○議長（河野） 2 番、西田君。

○ 2 番（西田） 2 番、西田です。大きく 4 点についてご質問いたします。

1 番、地方分権の推進における「まちづくり」についてご質問いたします。これは、先ほどから佐中議員、住吉議員の方から出ておりますが、若干の観点が違いますので、そこを中心にお話をさせていただきます。

国は、平成 12 年度 4 月 1 日から地方分権一括法に基づく施策の実施をなされました。広島県は市町村分権システムの構築に向けて、平成 12 年度から平成 16 年度までの 5 年間で重点推進期間と定め、その中に住民参加による開かれた行政推進の支援の実施というふうなうたっております。一方、課題である財政問題は、地方分権推進委員会の地方財源の充実についての最終報告原案の要旨によりますと、地方の歳出と税収の差を縮め、住民の受益と負担の関係を明確にするなど、自立した財政構造改革が示されております。この 2 つのことから、海田町での地方分権の推進における住民参加の「まちづくり」の考え方を町長にご質問申し上げます。

2 点目、第 3 次総合基本計画並びに都市計画マスタープランからの「まちづくり」についてご質問いたします。これも先ほど来、質問出ておりますが、再度お聞きします。第 3 次総合基本計画並びに都市計画マスタープランは、「人と地域が輝くひまわりのまち・海田」の実現を目指しております。中でも計画の推進方策では、住民参加の「まちづくり」の推進が必要と言われております。この計画の推進に当たり、住民参加による「まちづくり」の考え方と方法論を町長にご質問申し上げます。

第 3 点目、情報公開と「まちづくり」についてご質問申し上げます。

3-1 といたしまして、平成 8 年 10 月に海田町では公文書公開条例が施行され、5 年間の公開請求・申し出の件数が少なく、また個人情報に関しては非公開となっております。公開請求の手法や非公開部分の新たな公開及び条例の制定などに関して、情報公開の考え方と方法論を町長にご質問申し上げます。

3-2 としまして、公開されている海田町の総合基本計画、広報並びに各部署におけるパンフレット、リーフレット等に記載されている内容が、もっと住民に理解され、「まちづくり」に参加していただくためにも、積極的に公開する必要があると思いますが、その考え方と方法論を町長にご質問申し上げます。

4 点目、I T 社会に対応するためのデジタル化の推進と「まちづくり」への応用。21 世紀に入り、I T の利用促進が叫ばれている中、ハード的基盤整備、例えばコンピュータとか光ファイバーのネットワーク網などです、とともにソフト的基盤整備（文書情報並びにホームページ等）を進める必要があると考えます。しかし、海田町の現状は、広島市などと比較して、ソフト的基盤整備の立ち遅れが見られると思います。行政情報などのデジタル化の推進とその利用が住民参加の「まちづくり」に必要と思えますが、その考え方と方法論を町長にご質問申し上げます。以上、4 点を質問いたします。

○議長（河野）町長。

○町長（加藤）西田議員ご質問の、地方分権の推進における「まちづくり」のご質問についてお答えをいたします。地方分権の推進により市町村の自立と厳しい財政状況の中で、市町村行政の効率的・効果的な展開を図ることが求められております。分権型社会における地域づくりには、これまで以上に住民が主体的に参加をし、積極的に役割を担うことが求められており、その意味でも住民の参画を得ながら、意見や知識を反映した、協働した「まちづくり」をしていきたいと考えております。そこで、住民に対して十分な情報や意見交換の場を提供し、より住民の意見が反映された事務事業の執行、すなわち住民参加の「まちづくり」が必要であると考えております。

次に、第3次総合基本計画並びに都市計画マスタープランからの「まちづくり」のご質問についてお答えをいたします。行政の仕事の進め方につきましては、行政の中だけでの計画の策定・推進を行う方法が従来のスタイルで、住民の皆さんにとって行政からの押しつけられたイメージが強かったのではないかと思います。今回の総合基本計画の策定に当たっては、地域や各種団体の方々のご意見や要望などをお聞かせいただき、反映させる形で進めてまいりました。今後実施に当たっても、ワークショップなど住民の皆様が意見交換のできる場を設け、計画の策定や推進の上で住民の皆様の多くの意見を反映し、住民の皆様の立場に立った計画づくりや推進体制をとることができればと考えております。

次に、情報公開と「まちづくり」の質問についてお答えいたします。その1点目のご質問の、公開請求の手法につきましては、現在、実施機関の窓口で相談・案内をしております。今後この方法もインターネットで請求をするなど、ノンストップサービスが可能な時代になってきております。このことにつきまして、高知県など先進地の調査・研究をしてまいりたいと考えております。

また、非公開部分の新たな公開及び条例の制定につきましては、公文書公開制度の趣旨・目的を尊重しながら、個々の請求事例により客観的・合理的な判断をして、非公開とする公文書の範囲を最小限にとどめるようにしております。したがって、現行の公文書公開条例を改正することは考えておりません。

2点目のご質問の、広報やパンフレットなど、町が情報を発信するものにつきまして、読者である町民の方々の視点に立ち、読者の意見を取り入れたものにしたいと考えております。電子自治体のキーワードであるホームページへ行政情報を掲載することで、積極的な情報提供を図り、充実したホームページにしたいと考えております。このことを実現させるために、「住民参加プラン」と名づけて、「みんなで考える」を基本に、広報やホームページ等につきまして、広報7月号で町民の方々のご意見を聞く予定でございます。また、ご意見を直接お聞かせいただくための委員会もつくりたいと考えております。幅広い分野の方々の意見が反映したものとし、町の情報提供のあり方について、町民の方々とともに協働して住民参加型の「まちづくり」を推進してまいりたいと考えております。

次に、IT社会に対応するためのデジタル化の推進と「まちづくり」への応用へのご質問についてお答えをします。インターネットを利用したホームページの情報提供につきましては、内容の量・質ともに不足していると感じております。ホームページ制作は、時間と場所にとらわれない窓口を基本としております。このことを実現するに当たって、職員の能力の向上を図り、充実したホームページをつくるための制作研修を中心に職員参加プランをつくっております。情報公開と行政事務の効率化の面からも、電子化・デジタル化は時代の要請であると認識しております。職員一人一人が研修等により能力の向上と住民サービスの向上を図ってまいりたいと考えております。

また、町からの情報提供が一方向的にならないで、必要な情報を提供できるよう住民参加プランとあわせて、「みんなで考える」を基本に町民の方々の意見を聞きながら制作してまいりたいと考えております。以上でございます。どうぞよろしくお願いします。

○議長（河野）西田君。

○2番（西田）私が期待している内容の答えが返ってきましたので、ご質問等は終わりにしたいと思いますが、一言言わせていただきたいと思います。先ほど町長さんからのお話で「住民参加型のプラン」「みんなで考える会」という具体的な案が出ております。私もそう考えておりました、委員会や協議会、さらにはワークショップ等を各項目にお

きまして具体的に設立していただきたいと、こう思っております。特に早急にそういった設置をなされて、21世紀の幕あけにふさわしい海田町をつくっていただきたいという要望で終わりたいと思います。

○議長（河野） 14番、山岡君。

○14番（山岡） 14番、山岡ですが、4点ほど質問をさせていただきます。

最初に、町税等の整理状況についてをお尋ねいたします。過去にも何度となく取り上げられている町税・使用料等の徴収について、議会でも質問をされているが、「体制を整えて改善を図る」と答弁をされております。そのためには積極的に研修を行い、幹部職員も徴収に出向いているとも聞きますが、次の点についてお尋ねをいたします。

1、不況下で徴収率アップは課題ではあるが、平成12年度の徴収率は前年と比してどうであったか。現年、滞納分ごとに具体的に問うものでございます。

2、滞納整理組合の役割と現状をどのように考えているか。負担に見合う成果があるか具体的に問うものでございます。

3、徴収体制、研修課題、徴収マニュアルなどはどのように整理され、実施されているかを問うものでございます。

4、幹部職員が夜間徴収に出て努力されているようでありますが、具体的にどのように実施、どの程度の成果が上がっているかを聞くものでございます。

次に、水道についてをお尋ねいたします。瀬野川を水源として取水し、2カ所の浄水場の管理運営で海田町3万人の命の水、蟹原浄水場に新たに除鉄、除マンガン装置ができましたが、オネストライマーによる消石灰注入施設もあるが、次の点について問うものでございます。

1、水質はどのくらいよくなっているかをお尋ねします。

2、国信浄水場には蟹原と同じ装置は必要ではないか。同じ海田町で瀬野川取水をしながら水に差が出るのではないか、お尋ねをいたします。

3、古い管の取替えはどのくらいあるのか。地震による被害はないか。老朽管の早期工事が必要と思うが、今後の方針について問うものでございます。

次に、人事と時間外手当についてお尋ねいたします。参事制度から3年余りで部長制度に戻ってきましたが、今年の2月ごろに職員の活性化についてアンケート調査がされておりますが、自己申告によるPRも含めて検討されていると思います。試験制度のないために、昇任・昇格に不満を聞いております。昨年9月議会で休日出勤・時間外につ

いて質問しておりますが、人事を含めて、次の点について問うものでございます。

1、部制度に復活した際、課の事務分掌と職員の配置が適正にされていないのではないかと、思うが、どうでしょうか。

2、アンケート集計で職員の能力、資格、特技、経験等はどのように評価され、生かされた人事異動がされたかを問うものでございます。

3、部課長の指導方針について改善を求めたい事項とあるが、部下より指摘された、改善されたことを具体的に問うものでございます。

4、休日、時間外、年間360時間、月30時間と答弁があつたが、規則は厳守されているか問うものでございます。

5、人事異動以来、残業の多い課、少ない課、時間外数と支払い金額の多い部課について、二、三ぐらい課を挙げてください。

6、新規採用者は海田町応募規定にクリアをしているか問うものでございます。

次に、区画整理と連立交差事業についてをお尋ねいたします。海田町の玄関、広島市の東部の拠点としての計画で、平成13年3月30日事業計画決定がされました。この事業には今でも地元地権者の反対運動があるが、JR連続立体交差事業と区画整理事業のこれからの取り組みについて町長に問うものでございます。けさほどからも出ておりますが、「窪町の幸せを守る会」との事業についてのどのような理解を求めるかについて町長に再度お尋ねいたします。

2、駅南口の商業ゾーンについて、海田町商工会との対話をされたことがあるか、あればその内容を具体的に問うものでございます。

3、JR連続立体交差事業がおくれているが、今後の年次計画について問うものでございます。以上。

○議長（河野）ここで、暫時休憩します。再開は3時50分。

~~~~~○~~~~~

午後3時35分 休憩

午後3時50分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（河野）休憩前に引続き、本会議を再開いたします。一般質問を続行いたします。

山岡議員の質問に対する答弁からです。町長。

○町長（加藤）山岡議員のご質問に答弁いたします。町税等の整理状況の質問についてお

海田町内で水に差が出ないのかとのご質問でございますが、国信浄水場は急速ろ過方式であり、ろ過工程の中で苛性ソーダを注入したPH（ペーハー）の調整やマンガン砂で最終ろ過する方法をとっております。これによりまして、蟹原浄水場と同じように、鉄、マンガンの除去及び弱アルカリ性に改善されております。また、浄水場間の水質の差につきましては、蟹原に装置をつけたことにより、国信と同じような水質になったものでございます。

3点目の、老朽管の対策についてのご質問ですが、老朽管は約5,300メートルあります。次に、今年3月の芸予地震による配水管破裂の被害はありませんでした。次に、老朽管に対する工事の今後の方針ですが、平成13年度に約900メートル行い、残りにつきましても、平成17年度までには順次更新してまいりたいと考えております。

人事と時間外勤務の質問についてお答えします。1点目のご質問でございますが、昨年10月の機構改革で課の統廃合を行い、組織の強化を図ってまいりました。しかしながら、一時的に事務量が増えた部署もありますが、1年を通して見ましたら、適正配置されていると、このように考えております。

2点目のご質問でございますが、自己申告表のことを問われていると思いますが、自己申告表につきましては、組織全体の人事管理に活用し、人事異動につきましても参考としております。

3点目のご質問でございますが、自己申告表で部課長の指導方針について、改善を求める内容が記入されていたのは若干ありました。内容といたしましては、「それぞれの立場で仕事について議論のできる職場を希望する」と述べてありましたので、助役により全職員を対象としたミーティングを実施し、職員同士の理解を深めてまいりました。

4点目のご質問でございますが、平成12年度の職員の時間外勤務時間を平均しますと、1人年間に約167時間、月平均14時間となっており、月平均1人当たりでは守られております。しかし、季節的な業務の関係で年間360時間、月30時間が守られていない部署もあります。

5点目のご質問でございますが、平成12年10月から平成13年3月までの6カ月間の時間外勤務の多い順に申し上げますと、単に時間数を述べても比較が難しいので、6カ月間の各課の1人当たりの平均で申し上げますと、一番多い課は都市整備課、2番目は財政課、3番目は総務課でございます。次に少ない課でございますが、1番目は監理課、2番目に少ない課は建設課、3番目に少ない課は保健センターでございます。

6点目の質問でございますが、崎本議員のご質問に答弁したように、新規採用者9名中8名は採用試験の応募資格を満たしております。残り1名は選考により採用したものでございます。

区画整理事業と連続立体交差事業のご質問についてお答えします。1点目の「窪町の幸せを守る会」との対応でございますが、これから皆さんの権利にかかわる内容だけに、先般行いました未登記の権利の申告や、今年度事業スケジュール、あるいは建築規制の内容などの説明会を欠席されたのは残念に思っているところでございます。今、欠席された方々に個別に説明して回っており、この中で個々のお考えをお伺いするようにしておりますので、これを待って、対応策を検討してまいりたいと考えております。また、機会を見て、会長さんとお話し合いをしたいと、このようにも思っております。

次に、2点目の商工会との話し合いについてでございますが、これまで何度かお話をしたことはありますが、地権者の方々のご意向がはっきりしていないため、具体的な動きにはなりません。これからは地権者の方、地元で商業や事業を行っている方、あるいは商工会や商業コンサルタントを交えた話し合いが必要になってまいりますので、そのような場を設けていきたいと考えております。

最後に、3点目の連続立体交差事業についてでございますが、本年度に事業認可を受け、一部用地測量、用地買収に入ることとしており、5年程度で用地買収を終える予定とされております。工事につきましては、用地買収がおおむね完了のめどが立った時点で着手し、関連する区画整理事業や広島市施行の連立事業との調整を図りながら、平成20年代中ごろには事業完了の予定とされております。以上でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（河野）山岡君。

○14番（山岡）それでは再質問をさせていただきますが、最初に、町税の徴収についてでございますが、今、町長、るるいろいろと数字を挙げていただいたわけですが、この町税に対する、以前から収集の問題では、何度も議会で取り上げられて、けつをたたかれて始められたという経緯があるんですが、四苦八苦して税金を納めても滞納の不納欠損で逃れる方、5年間ですかね、そういう形のものが多々あるわけなんですね。そうしたら、払っても払わなくても、5年間頑張れば何とか逃れるという言い方になるんですが、滞納額が増加しているのに、その不納欠損の問題をもう少しシビアに徴収活動に反映できないかと。過去5年間の不納欠損の実績とその理由について、もう一度ちょっ

と、担当課の方からでもいいですから、お願いします。

次に、今回、特に収納率の悪い順からいきますと、法人税の問題、これは景気の不透明な問題で、なかなか景気が回復しないので法人税などとか固定資産税なんかの滞納が多いということなんです、そこらの点について、法人との折衝、いい時点には1億円に近い法人税を払った企業が海田町に10社ぐらいあったというふうに聞いております。現在の実績からいったら、恐らくその当時の3分の1以下じゃないかと。海田の工業地帯を見てもらってもわかるように、操業短縮・閉鎖、いろいろと見ても目に余るほどの景気の対策がかなり鈍つとるいうふうに思うんですが、法人税とか固定資産税の、そういうふうな税収の対策に力を入れてもらいたいと思うんですが、担当課の方でどうでしょうか。結局、やってもやらんでも結果的には同じじゃないかということじゃいけませんので、同じやるんなら、かなり徹底的にやっていただきたい。全く海田町はやるなど、それに対しては、逆に払っていない者がほんとに情けない思いをするぐらいに、これは納税の義務というのが国民だれもあるわけですから。税金だけじゃありませんし、使用料の問題でも、今回の町長の行政報告の中にありました町営住宅の問題でも、本当に今までない画期的な、裁判までやってこれをやったという評価も、私はかなり評価をさせていただいてもいいと思いますが、そこらの点についてひとつどういうふうに、今度担当課と今いろいろと協議されてやっておられますが、その点についてお尋ねをしてみたいと思います。

次に、水道の問題でございますが、確かに海田町の3万人の水を、我々長年飲んだわけですが、以前にも私が質問しましたように、本当に海田町には渇水期にも水は十分あったということは誇れるんですが、水質の問題で以前の議会でも私が出したことがあるんですが、町の各家庭に浄水器がかなり入ってるというふうに、私もあっちも行ってどこ行ってみても浄水器を使っておられるということは、まだそういうふうな水が本当に安心して飲める水になってないんじゃないかと。以前にも、議会で私は、その浄水器はどのぐらいつけておられるかということも尋ねたこともあります、何年かになりますけど、恐らくそういう調査もしとらんと思うんですが、そういうことについて、水道課の方でどういような考えを持っておられるか。ただですね、蟹原に除鉄、除マンガンをつけた、オネストライマーをつけた、もう安心して水が与えられるというだけじゃなしに、そこまで踏み込んで、現在あの天然水と申しますか、深層水と申しますか、水がどのぐらい売れよるかというのがね、皆さん、我々が子どものころには考えられんこ

となんですよね。すごい水が家庭の飲み水として販売されとる、それを買ひよるんですよ。恐らく海田町でもそれだけの水が、海田町の水が風呂とか散水とかいろんなことで使っとるが、飲み水には、そういう飲料水を買って飲みよる人が多いと思うんですわ。浄水器がついている家庭の、検針の方でも結構ですよ。いろいろ調査をしてもらう手だてを、以前の議会でも、私は何年か前に出しましたけど、それ以後ナシのつぶてで、まあ、担当も随分変わりましたからね。そこらをする気があるかないか。ただ取水して皆さんに配るときゃいいという問題じゃないと思うんですが。現在の生活様式、かなり違いましたけども、そこらを含めて水道課の今後の対応をお願いしたいと思います。

次に、人事の問題でございますが、町長の今の質問の中では、部課長制度の自己申告を参考にして、いろいろとそれを網羅してから今回の人事をやっていると。そして、アンケートがありますけども、その中のいろんな参考にして、助役をキャップとして議論のできる職場、そしてミーティングをやっている。以前から、助役は去年、1年になるわけですが、以前にはそんなことはあんまりやってなかったんかというふうにとれるわけですね。結局幹部で企画会議とか課長会議とかをやっておられない、そこに私は何回か議会でも質問出しております、議事録を見てもらったらわかりますが。助役が来られてやるような問題じゃないんです、これは。平素の意識改革とか、中のそれぞれ埋もれた人材を引き上げたり、まだ力のある者を持ち上げたり、これがやっぱり人事の交流につながって、そして町の事務の能率を上げるのが、役所の最小の経費で最大の効果を上げるというのが基本的な問題なんですよ。それが、何かこれで今聞きますと、助役が来られて、助役がキャップになって今回やっとなられるというんですが、その点の、助役、どういう反応があったか。議論して、自己申告、どんな反応があったか、ちょっとそれを尋ねてみたいと思います。

それから、休日の時間外、年間360時間、月30時間というのは、それ私、去年の9月の議会で質問をしております。確かにそういう、この三村部長の答弁の中に36協定というのがうたわれております。36協定は、労働基準法第36条という基準になっておるわけですが、この問題についていろいろ見てみますと、海田町は労働組合もない、組織の組合活動もないから、だれと契約をして、だれがそういう届けをして、どういうシステムになっているか。例えば教育委員会は教育委員会で、そういうシステムと契約をして基準局へ届けとるか、役場の職員はどういうふうになっているかということを、はっきりした明言がないんですよ。組合があれば組合がそれを代行してやるわけですが。

で、第何条でどうというのは、その条例を見たらわかるんですが。そこらが、はっきりしないんですが、その点についてお尋ねしてみたいと思います。

次に、5の、新規採用者の海田町で応募にクリアしているかと、先ほど来、崎本議員からいろいろ質問があったわけですが、この問題について、さっき町長、助役が答弁されたので、今、地方自治法の17条の4項というのをちょっと調べてみたんですね。確かにそれには、任命権者は町長であって、そして、その選考によるというのがあります、地方自治法17条4項目に。今、出して見たんです。その問題に対して、選考委員会というのが過去10年間やったことがないというふうな、崎本議員のときの答弁だったんですが、それでは、選考委員会なしに採用した人が、本当になんか。これははっきり言っていたきたいんですが、私らも、まあ、さっきプライバシーの問題で、あの人が選考委員会じゃとか、採用で入ったとかいうことになったら、非常に抽象的な文句になりますけどね。こういうことが許される時代じゃないんですよ。はっきり言いまして、先ほども崎本議員がおっしゃったような、本当に就職難で大変な時期に、こういう選考委員会を開いてするほど、先ほど何か話の中にもありましたけども、選考委員会で求めて必要がある、例えば海田町の職員の定員数、270何ぼですかね、ちょっとここで定かじゃありませんけど、それにマッチしとるか、欠員があるか。今の町長の答弁とか助役の答弁でしたら、欠員があったら速やかにそれを補充しなきゃいけないというふうにとれるんですよ。例えば技術職の問題で、どうしてもこの人がおらんかったらこの役所が回らんとか、この仕事ができんとかいうんなら別なんですけど、一般職の場合はだれでもできることが多いんじゃないかというふうに思うんですが、その点についてお尋ねをしてみたいと思います。

それから、今の選考委員会の、今ちょっと、これ何か辞書を引いてみたんですが、「選考」ということは国語辞典で、「人物などをよく調べて選ぶこと」「試験を受ける」と、こう書いてあるんです。選考委員会にはそこらのことは考慮されたんか。メンバーの点についてはプライバシーがあるから言わんと言われたんですが。そして最後に、地方自治法22条の第6項に条件付の採用というのがあります。いかなる臨時的任用は正式任用に際して、いかなる優先権を与えるものではないと、地方公務員法第22条に書いてあるわけですね。そこらの点を選考委員会でどのように審議をされて、どういう意見が出たというふうに、ひとつその点についてお願いをしてみたいと思います。

それから、残業の問題、これも、実は私のところへ一般町民から投書が来た。残業時

間。「海田町は毎晩毎晩遅うまで仕事をしよるが——何なら見せてあげてもいいですが——本当に海田町の仕事がそれだけあるんか、残業を物すごいしよるが、どうか」ということの投書が来とるんですよ。それで私は、この時間外の勤務について以前にも聞いたで、改めてまたこの法律をもって質問をさせていただいたんですよ。

民間企業では到底考えられんぐらい、今の残業をしておられると。今、町長の答弁の中では、一番多いのが都市整備、2番が財政、3番がどこやったですかね、何か言われましたよね、3つほど言われました。確かに仕事量の問題ですが、年間を通して300時間の間に、平均をしたらクリアはしとるわけですよ、167時間と月14時間。しかし、部署によったら、聞くとこによったら、月に100時間以上の残業をしよるということも聞いとるんですよ。そこらが、私はこういうふうに人事のことで聞いてるんですが、時間外の数と支払い金額、例えば給料が20万であったら、残業を100時間もすれば、40万ぐらいあるんじゃないんですか。100分の15とか100分の25とか、いろいろ算定基準があるわけですよ、残業には。タクシーでも、深夜になったらプラスアルファがつくようなもんですからね、日曜、祭日でもそういうのがつくわけですから。そういう金額のことについて、今の町長の答弁された分を平均に167、平均月14時間というのは、だれでもするような時間ですよ、これは、年間から比べたら。目に余るから、本当にそれがクリアされてるかということを聞きよるんですよ。

○議長（河野）税務課長。

○税務課長（園山）ただいまの再質問にお答えいたします。不納欠損の額でございますが、平成8年度でございます、1,560万4,861円、平成9年度、1,063万6,637円、平成10年度、1,984万2,658円、平成11年度、1,349万88円、それから今年度でございますが、1,409万783円でございます。内訳といたしましては、今年につきましては、町民税の普通徴収が168件、特別徴収が22件、それから固定資産税が29件、軽自動車税が92件でございます。これの理由別でございますが、担税力のない方が、パーセントで申しますと約25%、それから所在のわからない方が50%、それと差し押さえ物件等なし、理由が重複する部分もございまして、約25%、これぐらいの分析をしております。

それと、今年度のこれからの徴収活動ということでございまして、先ほども申しましたように、対策本部を中心といたしまして、我々の資質を高める研修、これは昨年のOBの方を引続きお願いいたしまして、より実務的な研修を行ってまいります。それと、

口座振替の推進、これは別のメニューを用意して直接的に振替がしていただけるようなことをしてまいります。それと、休日の納付窓口というものを年5回設けまして、休みの日でも納付をしていただける、先月も1回やりましたけれども、現年の納付期限ということもありまして、たくさんの方が利用されました。これを年5回。それと合わせまして、一斉文書催告、それから、それに合わせた臨戸徴収を実施してまいります。滞納者の方とできるだけ接触できる機会を、文書なり、電話なり、お尋ねするなり、来ていただくなり、とにかくその回数を増やすことによりまして、徴収を徹底さしてまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（河野）上下水道部長。

○上下水道部長（佐藤）それでは、水道水の問題についてお答えいたします。まず、ご存じのように、上水道の水質については厚生省の方の基準によって決められておるわけですが、海田町の水道につきましてはその厚生省の基準、かなりいいものがございます。それを、なおおいしい水という形の中からPH調整装置、それから除鉄、除マンガン、こういうものをつけまして、なおいいものにして出しておりますんですけど、最終のところ、終末のところ、やはり残留塩素、滅菌の問題でございますが、残留塩素、1ミリグラムリットルから0.1ミリグラムリットルのこの間で保つと、こういう条件もございます。そういう形の中で、水道をひねったら、朝早くひねると臭いが出るとかそういう問題もございます。そういう形で、浄水器のところ、それから水については、飲んでほんとに大丈夫な水を送っとるわけでございます、海田町だけでなくどこの公営企業もそういうふうに送っとるわけですが、やはりそういういろんな問題の中から浄水器を各家庭でつけられて、なおおいしい水をとというような考え方もお持ちになっており、水道水に不安をお持ちの方も多く見受けられると思いますけど、その浄水器につきまして、じゃ、どこにどんだけついてるか、ということについては調査したことはございません。

それから、水道水の中で悪くなってくると申しまして、公営の、町が管理しています水道管、そこまでは町の方で毎年更新してまいって、きれいなところを出していきましますが、そこから家庭に入って、中へ入った部分につきましては家庭の一軒一軒のところ、管理してもらわないといけない、そういうところについては、古い管の中には非常に汚れているものもあると思います。

それから、もう一つは、高架水槽でございます。これで大きなものについては保健所

の方でチェックと、それから洗浄の義務がございますんですが、ここらについて、この中で基準以外の小さいものについて、100立米か、ちょっと数字を記憶しておりますのですが、あいまいでございますが、そのものにつきましては、なかなか家庭でのとか、アパートの中で掃除してもらえないと。こういうところのチェックが今のところ町の方にはないので、これらと合わせながら、今後そこらの部分の改善をお願いしながら、ほんとにおいしい、いい水でございますので、町の水を、ペットボトルじゃなくて、高いんです、ペットボトルは、ご存じのように。海田町の水1立米、平均して80円ぐらいだと思うんです。ペットボトル1リッター瓶で100円といたしましたら、1000本ぐらいのすぐ買えるぐらいの水が使えるんでございますんで、そういう形をとりながら、何とか皆さんにいい水だと、どんどん使ってもらうように、これからも水質の向上と、そういうものに努力していきたいと思います。以上でございます。

○議長（河野）助役。

○助役（石原）私の方からは、人事関係につきまして4点ばかり答弁させていただきます。

まず第1点目の、風通しのよい職場づくりということでございますけども、去年の6月12日から着任させていただきました、まず各課の業務内容についていろいろと話を聞いていく中で、やはり職員と私との風通しというのをよくしていくことが大事じゃないかなというふうなことを思って、特に強く印象を受けました。そういうことで、それ以降、各課といたしますか、同じ年齢、職階とか年齢別、各職場単位で、2回ぐらい、多い方はダブりますんで3回ぐらい、8名ぐらいなグループでいろいろと話を聞きました。そういう中で、職員の思いとすれば、なかなか人事異動の希望を書いても思うところへ行けないというふうなことがありました。それから、自分の技能といたしますか、いろいろな知見といたしますか、そういう技術力を高めるために研修を受けたいというふうなこと、それからもう一つは、やはりいろんな職場の中で風通しがいいというところもございすけど、必ずしも風通しがずっと吹き抜けるという、そういう状況にないところもございまして、職員の心身的な部分で多少苦しんでいるんじゃないかなというようなこともございまして、メンタルヘルスというのをどういうふうにやっていこうかということは今取り組んでいって、専門家のカウンセリング制度でも、今つくろうという形で準備をしております。

それから、そういう中で、1つは、昨年度12年度4月1日の人事異動の中で、希望を書いていただいた職員のうちの大体半分ぐらいが異動ができています。行った先が満

足であったかどうかということは、それは個々に聞いておりませんが、大体そういうことで、かわりたいという職員に対して半分ぐらいがそういうことができたということで、それは課長会議等と言って、書かないとそれは実現しにくいんだよというふうなことを伝えておるわけでございます。

それから研修につきましては、ことしは400万ぐらいの研修旅費を組んでおります。それ以外にも、一般の業務の中で研修に行く機会もあります。1つ例を挙げますと、東京といいますか、千葉のアカデミー、市町村アカデミーというようなのがございまして、昨年3名ほど派遣しましたけども、ことしは10名派遣するようにいたしております。

それから、今のような形で、部の中でいろいろと部の課題を議論してもらうとか、技術職の問題をどうするかというような問題も、徐々にそういう議論が高まっております。そういう面での技術研修、それから、いろんな今の現行社会の中で男女共同参画をどういうふうに進めていけばいいのか、児童虐待をどうしたらいいのかというようなことの、そういうふうな業務にかかわることについても研修をするように、今準備を進めてるところでございます。

それから、2点目の職員の数の問題でございますけども、海田町の定数条例、町長部局、水道、教育委員会、合わせて274名の定数、それに対して今日現在の現員が243名になっております。

それから、選考という場合の、要するに能力というのをどういうふうに、今回の場合、それを評価したかということでございますけども、先ほど申しましたように、定数条例274名、目いっぱいいるというのがいいというのじゃないんですけども、それに比べて31名ぐらい職員数は今、差があるわけでございまして、時間外勤務も対前年に比べますと、11年度、12年度比べると5,000時間ぐらいふえてる。その中についてはいろいろと議論があるかもしれませんが、先ほど説明しましたような税の徴収率も上がってます。全県下で前年よりも上回る団体というのはほんのわずかなものでございます。そういう中で、やはりそれは時間外に多く努力されたというふうに我々は考えておりますけども、そういうことを考えた場合に、大体1人の年間の労働時間というのは1,700時間ぐらい、5,000時間という3人分ぐらいの時間外があるわけですね。それとそのベースの時間外があるわけで、そういうようなことを考えていけば、やはりできるだけ自分の本業に専念できるような、そういうような調整を全体で図るべきであろうというようなことを考えて、町の特定の職務に対してそういうような技量といいます

か、公務を遂行していく技量があると判断をさせて、そういうふうな適当な人が見つかったので選考という方法で採用したわけでございます。

それから、地方公務員法の２２条の臨時的任用というのは、採用に当たって優先的に処理されないといいますが、今回採用いたしました職員は任命権者を異にしておりますので、今の例には当たらないと思います。

○議長（河野）総務課長。

○総務課長（上條）３６協定でございますが、労働基準法の３６条の規定によって交わすものでございますが、現業の職員を時間外勤務させる場合に協定書を結ぶものでございます。職員団体があれば職員団体と結ぶわけなんでございますが、本町にはありませんので、職員の代表を立てまして、代表者と協定を結んでいくということになります。教育委員会部局、町長部局、それぞれ結びまして、労働基準監督署の方に報告しているところでございます。

それから選考委員会でございますが、選考委員会といいますのは、正式には職員採用選考委員会といたしまして、これは競争試験、また選考による採用、それぞれの職員を採用する場合に開催するものでございまして、今回競争試験、選考によりましてそれぞれ開催しておりますけど、議員言われるように、選考と選考委員会、ちょっと意味が違いますが、それぞれ選考、職員の採用、選考委員会を通して採用するというものでございます。選考による採用は、崎本議員でもお答えしましたように、過去１０年間ございません。

それと残業のことでございますが、月３０時間超える時間をやっておる職員といたしましては、かなりおるわけなんでございますが、役場の仕事には季節的なものがございまして、なかなか平均して仕事があればいいんですけど、それができないという面があります。今回、都市整備課が一番残業が多かったということでございますが、これも異動等もありましたが、総合公園の１期工事完成間近とか、都市計画街路の整備等によりまして、非常に残業が増えたものでございまして、現在では落ちついてきております。これからも月３０時間というような基準は守っていきたいということを考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（河野）山岡君。

○１４番（山岡）それでは、再々質問をさせていただきますが、滞納、この問題で税務課の方にお尋ねするんですが、年に５回ぐらい、日曜の祭日とか、こないだ５月２７日に

何回か町内放送をしておりますが、その日に職員が何人出られて、納税がどのくらいあったか、その効果、２７日だけでもいいですから、ちょっと後、教えてください。

それから、さっきの３６協定の件は、現業といいますと出先機関ですか、例えば焼却場とかいうふうに理解していいんですね。これ、さっき助役の方からも答弁がありましたように、管理職の手当の問題を含めて、メンタルヘルスという言葉が出ました。健康管理の問題なんですけど、これは当たり前のことなんですよ、人間の健康管理というのは当たり前のこと。しかし、本日のこの議会の中に何人か幹部の方も休んでおられるということは、メンタルヘルスが十分にできてないんじゃないか。そういうふうなふうに思うんですよ。そこらの今降ってわいたような話なんですけど、そういうふうな一つのメンタルヘルスの問題を、どういうふうに取り組んで今後やっていくんか、再度お尋ねを試みたいと思います。

それから、残業の問題でも、先ほど私は金額はどのぐらいかと、金額は全然出せんのですか、これは。プライバシーはあっても、だれの何ぼじゃと言ひよるわけないんですから、最高の残業手当をもらった人は、例えば３月には都市整備課のだれじゃったと、何ぼじゃったというのがあってもいいべきなんですよ。個人的な名前を言ひよるわけじゃないんですよ。

それから人事の問題で、海田町の建設部には全部事務やさんだと、部課長さんがと。いうのを町内の職員に配つとられるんです。それをこの１月か２月ぐらいにそういうことを配って、皆さんの意見を集約していながら、４月の異動でその対策をしとってない。じゃないですか。と申しますのは、駅前対策室、まあ、ちょっと飛ぶんですけど、現在７人のスタッフがおられて、技術屋も２人か３人おられる。今現在、こないだの駅前対策の問題を聞きますと、全然まだそういうふうな段階じゃないですね、技術屋がいる段階じゃない、素人が見ても。事業が始まったというて、事務的なことばかりしておって。それに早くから張りつけて、技術屋を置いて、その技術屋が時々新開蟹原線の方へ立って、いろいろと工事の監督か指導かわかりませんが、何回かわしらは目に余るだけ見とるんですよ。こういうことをしとりながらそれができてない。助役、ちょっとそれに答弁してください。

次に、海田町のパソコンなんかにはゲームソフトが入っているとあると思うんですよ。それはちょっと調べてみてください。これね、役所で、時間外といえども、ゲームソフトなんかの使用というのは、どういうふうな指導をしておられるか。これは大切なこと

なんです。電気もかかりゃあ時間浪費にもなるんですね。そこらも、ぜひ、そういうふうことを検討されたことがあるかないか。確かに、非常にそういうことがあったら、それは悪く言えば、残業の一環でそれをしとったというても、いけんですよ、それは。いや、ほんと、笑い事じゃないんですよ。そういうふうな指導を徹底づけされるのが現在の行政改革であり、機構改革であり、経費節減につながると私は思うんですが、その点、助役、ちょっと答弁してください。

それから、駅前の件を再質問を、さっきしませんでした、先般29日に、私はオブザーバーで駅前の会議に出席しました。以前から、私も近くでもありますし、かなりそういうことに関心がありますから、駅前の開発、海田町の将来計画にいろいろと関心を持っとる一人ですから、いろいろ見てきました。それで、町長、助役、大体11人ぐらいですか、スタッフがそろっとられた。出席者が私を含めて15人ですよ。その中の方が、駅前の関係でいろいろ話をされた。そのときに、ある方が地権者は何人おってんですか、それにはどういうふうな案内をされましたか言うたら、103人からおられて、出席者が15人ですね、私らはオブザーバーですが。そして、それを郵送しとられたと、案内をね。先ほど来から話を聞きますと、個別に説明会の資料を持って回るというんですね。私は、案内を何で皆さんが個々に回れんかったんか。7人もおってんですよ、職員が。町長さん、どうですか。7人おって2時間あったら全部回れますよ、あそこは。窪町が5.7ヘクタールでも集中した家があるんですよ。ここからスタートが間違つとると私は思っとるんですよ。本当にやる気があるんなら、一軒一軒手渡しにして、説得をして、来ていただくと。確かにこの計画では、案内では、今から審議会をして、審議会のメンバーをして、そしてこの計画では、さっきの職員の問題にもつながるんですが、1月、2月、3月で3回の審議会をするようになって。それ以後で、審議をして結論が出て、技術者が必要じゃないんですか、助役、そうじゃないんですか。わしらはそういうふうに思うんですが、助役の見解を求めたいと思います。

次に、先ほど来から選考の問題とかいろいろ出ておりますが、今のこういう不景気なときに、ほんとパートでも仕事がない時期に、やはりすっきりした意味で、崎本議員の質問にもありますように、町民にわかりやすい説明のできる、広報でもはっきりして、9人採用したが1人は選考でしたとか、8人は正規の採用をしましたとかいうのをつけるべきなんですよ、広報の問題でも。その理由はこうだったと。今、私んところにも電話があって、「山岡さん、何回か受けたけど海田町、通りませんよ」と、「ああ、そうです

か、まあ頑張ってください」しか言い方がないんですが。非常に就職難ですから、公務員志望多いんですよ。そういうことで、選考ということに対しては、私は非常に、悪い方向じゃないかもしれませんが、今の時代に沿わない措置だったと、私はこういうふうを考えとりますが、助役、その点についてもう一遍お願いします。

それから、人事の問題で、県とか市とかは、サイクルとして同じ部署に同じ者を置かない。県庁におられたからわかるんですが、2年か3年でサイクルで、ほとんど他場所に、いろんなところへおっちゃいけんというのをやっつけられるんですが、そういうことを今後されるかどうか、お願いしてみたいと思います。

時間外の手当のこともさっき言いましたけども、私が調べた中では、土曜、日曜は100分の150、それから10時までは100分の125と労働基準法でうたってあるんですよ。夜10時以降じゃったら、さっきも言いましたように、タクシーの深夜メーターじゃないけど、土曜、日曜に匹敵する以上の賃金があるわけですね。その特殊手当の問題が、恐らくさっき5,000万ぐらいと言っつけられたんですが、恐らくそれ以上のもんが、私、要っつけると思う。きのうもこの前を通っつてみたんですよ、9時過ぎに。先般の投書が来てから、私は何回かここを通っつてみました。消えとつたことは一遍もない。全部仕事をしとられる。確かに、まあ、立派なことじゃ思っつてですけども、それでメンタルヘルスにもつながつて、いろいろ支障を来たすことがあつちやいけんというんで、これはひとつ、勧告じゃないんですが、ひとつ注意方々改革していただきたいと、こういうふうに思っつてますが、以上の点についてちよつとお尋ねいたします。

○議長（河野）税務課長。

○税務課長（園山）先ほどの納付窓口の受け付け状況でございますが、当日は53件の納付がございまして、金額にいたしまして66万9,850円でございました。そのほかに納付誓約を書いていただいた方が3件、それから約束をしていただいた方が3件、それと、相談だけで帰られた方が7件でございました。これに従事した職員でございますが、これ、午前と午後と分けておりまして、午前が管理職2人、その他3人、午後が管理職1人、その他4人という状況でございます。

○議長（河野）助役。

○助役（石原）5点の質問に対して答えさせていただきます。まず最初の、メンタルヘルスの件でございますけども、今そういう面で少し調子を崩してて職員というのは、年齢の多い少ないにかかわらず、大体均等といいますか、高齢者もありますし、若い職員も

いまして、そういう面で非常に、どういいますか、我々が育てていただいた20年、30年前に比べてみると、組織の吸引力といいますか、みんなの仲間意識というようなものがなかなか維持できにくくなってるんじゃないかなというふうな気がいたします。そういうことで、先ほどご説明いたしましたように、職員に集まっていたいて、いろんなその組み合わせによって意見を聞きながら、個々の職員がどのような気持ちでおるのか。私自身も保育所の保母さんを除いて、大体もう95%ぐらい顔と名前と、あ、こんなふうじゃったなというのはわかるようになりましたけども、そういう中で、やはり自分の思ってるということをなかなか外に出して伝えられない、仕事でわからないところを係長に尋ねようと思ってもちょっと聞きづらい。そういうようなところから、自分が引きこもってといいますか、迷路に入ってくるようなケースが多いんじゃないかなと。それから、1つは係長自体が、やはり県ですと、係長と、今グループリーダーになりましたけども、大体四、五人ぐらいメンバーが係にいますけども、当町の場合には係長と担当者が1人、2人というような規模が多うございまして、そのあたりも少し難しいんじゃないかなと。どういうふうな形で、課単位でまとまればいいんですけども、仕事が異なっていると話をする機会も少し難しいんじゃないかなというように今考えております。そういうことで、極力話のできるといいますか、いろんなことの相談できるような形への職場というのは、これ基本ですから、できてないのはおかしいじゃないかというておっしゃれば、まさにそのとおりなんですけども、現実問題としましては、そこらあたりが、職員に仕事を一生懸命打ち込んでいただくための前提条件になるんじゃないかなというふうに、こういうふうに考えております。

それから2点目の、技術職員の処遇というのがどうなんかなというふうなご質問でございます。実は、去年の後半にいろいろと建設部の中で、いろいろと業務が、どういいますか、滞ったという、いろんなパニックのような状態がございまして、そういう中でいわゆる技術職員というものの今後の将来のあり方というのをどうするかというふうなことを、いろいろと内部で議論いたしまして、また技術職員そのものがいわゆるチームをつくって、自分たちがどうあればいいのかというようなことを議論しております。そういう中で、技術の職員の難しいところは、同じ土木で入っても、道路をやった職員と下水をやった職員、都市整備をやった職員というのは、経験と蓄積が全く最初の経験であって、例えば都市計画をやった職員がすぐ下水へ行ってしまうというふうなところがありまして、一定全体の町の技術的な職場をマスターするには、一定の期間といいますか、

10年ぐらいの蓄積があるんじゃないかなというようなことを痛感しております。そうすることで、後ほど答えますけども、人事のローテーションといいますか、若いときからいろんな、計画的に職場を体験していくということは、すごく今必要ではないかなというふうに考えています。ですから、そういう中で技術職員というものの幅といいますか、対応できるような形で、一方では育ててもらいながら、ご指摘ありましたように、既に幹部になれる職員もあろうかと思えます。そういう者については、次のステップでどういうふうに対応するかというのは、今回の人事の一つの課題として考えております。

それから、ゲームソフトが町のパソコンの中に入っているのではないかとということでございますけども、これ、実態がわかりませんので、調べまして、またご答弁させていただきます。

それから選考の問題について、もっとすっきりわかるようにやれというふうなご指摘でございますけども、私どもも本来採用試験というのは競争試験によってやるべきであろうと思えます。本町の昨年度の採用試験というのは8名を合格うったわけですけども、そのときに補欠をとるかどうかということでいろいろと議論をしたわけでございます。しかし、そういうようなことが先例がないということで、そのときには未整理でやっておりました。大きな組織ですと、補欠というのをとって、その中で、それ以後の採用決定、通知を出した以後の、そういう突発的な変更については対応するというのがございますけども、そういう方法もとれなかったということでございます。場合によっては繰り上げ採用という、4月1日予定だけでも欠員があるんで繰り上げて、じゃ、1月から来ていただくかというふうな方法も県なんかではとっております。そういうようなことも含めて、少し任用について弾力的に対応できるような方法を検討してもいいのではないかなというふうに考えております。

それから、先ほどの長期在職者というふうなことなんですけども、私は来て一番びっくりしたのは、1つのところに20年おったとか、17年おったとかというような、これ、極めて僕にとっては異例だったんですけども、そういうような方の職員のうち、例えば7年とかというふうな方を中心に、この1年間で異動していただくような機会をつくりました。すべてそれができてるとは申しませんけども、やはり町の場合は実務的な仕事が多うございますんで、それになれるというふうな、県のように法的なものが頭で理解できりゃいいというのとちょっと違いますんで、まあ、4年ないし5年ということ

も含めて、3年から四、五年の間で、一つのローテーションでいろんな仕事を体験させていただくということが、職員の意欲にもつながってくるのではないかというふうに考えております。以上でございます。

○議長（河野）区画整理事務所長。

○海田市駅南口区画整理事務所長（永海）説明会の案内状を個々に訪問して配った方がよかったんじゃないかというご指摘でございますけれども、我々といたしますれば、届いた届かないとのトラブルを避けるために、郵送でやらしていただきましたけれども、やはり今回の場合は「守る会」の方でそういうふうな、出席しないということを決められたということでございますので、まず第1にやはり「守る会」の方々に出席していただくような説得をしていきたいというふうに考えております。

○議長（河野）本日の議事日程は終了する見込みがございませんので、本日はこれにて延会いたします。明日も午前9時から本会議を開きますので、ご参集ください。本日はご苦労さまでございました。

午後4時51分 延会